

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録（２）（令和４年４定）			
日 時	令和4年12月15日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時19分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松田委員長、高木副委員長、横尾・面野・酒井・須貝・中村（吉宏）・ 中村（誠吾）・小貫各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者 （港湾担当部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した松田です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、高木委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、面野委員、須貝委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高野委員が酒井委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○高木委員

ございません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○横尾委員

◎9価HPVワクチンについて

それでは、私から、9価HPVワクチンについて、定期接種対応についてお伺いいたします。

今までも何度か質問してまいりました子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、本年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。

また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始されまして、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっています。

そこで、お伺いいたしますが、本市の積極的勧奨再開に伴う対応と現状についてお伺いしたいと思います。

勧奨再開に当たっての現状なのですけれども、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知は、いつ、どのように行ったかお伺いいたします。

○（保健所）保健総務課長

HPVワクチンの今年度の再開に当たっての対象者への周知なのですけれども、まず、定期接種の対象者の方に対しましては、対象年齢の方が全部で1,807名の方がいらっしゃったのですけれども、3月14日から4月11日にかけて、年齢ごとに5回に分けて、個別通知を発送しております。

それから、キャッチアップ接種の対象者の方なのですけれども、こちらは対象年齢の方が3,034の方がいらっしゃいまして、こちらのほうは6月20日と6月27日、2回に分けて、こちらも個別通知を発送しております。

○横尾委員

しっかり接種の周知をしていただいたとお聞きしました。

それで、今年度の直近までの接種率はどのようになったかお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

接種率になりますと、対象者が何人いて、そのうち何人の方が接種を受けたかというものを outsake なければならぬのですけれども、HPVワクチンは全部で3回打たなければならぬものですから、1回打った方が何人、2回打った方が何人、3回打った方が何人という数字の出し方が非常に難しいものです。大変恐縮なのですが、何件の接種があったか、何回の接種があったかということで報告させていただきたいのですが、11月までの数字で申し上げます。

まず定期接種は、先ほど送付した人数が1,807人と申し上げたのですけれども、それで、実際に接種の報告があった件数なのですが、215件、215回キャッチアップ接種が、通知した方は3,034人だったのですが225件、225回の接種がございました。

○横尾委員

これで少しは進んだのかというふうに思うのですけれども、この勸奨再開後の市民の反響は、実際、どのようなものだったのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

反響ということで申し上げますと、再開してから接種の傾向がどうだったのかということと、市民の皆さんから、声としてどんな声があったのかという二つの側面があるかと思うのですけれども、まず令和3年度の接種件数が1年間で107件ということがありました。それと比べますと令和4年度の接種件数はかなり増えていますので、市民の皆さんの中には、やはりこの予防接種を受けることについての意識は高まったのかと思っております。

それから、市民の皆さんから、特に令和3年度末からなのですけれども、国がキャッチアップ接種をやるという方針を決めたときから、自分は接種が受けられるのだろうかという問合せが幾つか来ておりました。

それから、再開後も、定期接種の最終年齢が高校1年生なのですけれども、高校1年生の方から、今、高校1年生のだけれども、まだ接種は間に合うでしょうかというような問合せが幾つかございました。

○横尾委員

そういった問合せも来られたということで、大分、周知も広まったのかというふうに思っております。

次に、9価HPVワクチンと定期接種化の対応についてお聞きしたいのですけれども、現在、定期接種やキャッチアップ制度で使用できるHPVワクチンは2価ワクチンと4価ワクチンとなっています。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチンについて、11月8日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会というところにおいて、令和5年4月から定期接種に用いることが了承されました。

定期接種として新しいワクチンを使えるようになることは、対象者にとっては喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと思いますけれども、そこで、9価HPVワクチンについてお伺いいたしますが、9価HPVワクチンの効果や安全性についてお答えください。

○（保健所）保健総務課長

厚生労働省の審議会の予防接種・ワクチン分科会の部会などの議論経過を見ますと、まず、ワクチンの有効性なのですけれども、そのまま申し上げますと、9価HPVワクチンは4価と比較して、4価に含まれる遺伝子型に対する免疫原性は非劣性で、4価でカバーできないハイリスクの遺伝子型に対しても有効であったということが示されております。

それから、ワクチンの安全性についてなのですが、こちらも分科会が示しているところによりますと、9価HPVワクチンの安全性は一定程度、明らかになっている。4価と比較し、接種部位の症状の発現は多いが、全身症状は同程度であるということが示されております。

○横尾委員

そういったことが示されているということで確認させていただきました。

その上でなのですけれども、9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本市の対応、対象となる方への周知方法についてどのように考えていますか、お伺いします。

○（保健所）保健総務課長

9価ワクチンの接種の定期接種化に関しては、国から11月30日に事務連絡、これは情報提供という形で来ておりまして、9価HPVワクチンの使用は必要な法改正等を経て、令和5年4月1日から開始することとするという事務連絡が来ております。

言い方を変えますと、事務の詳細につきましては、まだ正式に示されていないところでして、今後、詳細が示されてくるかと思うのですが、これは国の方針に従って、本市としても対応していきたいというふうに考えております。

○横尾委員

しっかり必要な周知を考えるのであれば、予算の獲得という部分もあると思いますので、しっかり検討して準備していただきたいと思いますが、今回の勸奨再開に当たって、私たちからも質問をさせていただいて、いろいろな要望をさせていただきましたが、コロナ禍の様々な対応で忙しい中、速やかに全対象者に郵送して個別通知していただいたことは、大変ありがたく思っております。

前年度に比べると、接種されている方が増えているというのは間違いのない話だったかと思いますが、やはり接種に動かれている方というのは、対象者に対して、もう少し多くなってもよかったかなという印象を受けました。

子宮頸がんは毎年1万人が罹患して3,000人が亡くなっている、女性にとって命に関わる疾患ですので、再開されただけではありませんけれども、しっかり引き続き、市民の心に寄り添った、丁寧な対応をお願いしたいと思いません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

質問はございません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○小貫委員

ありません。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

自民党。

○高木委員

◎出生数対策について

先日、代表質問で人口減少問題の中で、出生数を増加させる具体的な施策ということでお聞きをしました。

その中では、不妊検査助成事業や助産制度、そして、放課後児童クラブの時間延長などの実施等を検討されているとお答えいただきました。

そこで、こども医療費の助成について、一つ伺います。

他都市の事例でも、こども医療費助成を高校生まで拡充している自治体もありますし、道内であれば、函館市が高校生までの拡充を検討しているとお聞きをしました。

そこで、小樽市では、高校生までのこども医療費の拡充についてのお考えがあるのかを伺います。

○（こども未来）こども福祉課長

ただいまのこども医療費助成のさらなる拡大についてという中で、高校生の拡大についての検討について御質問ございましたけれども、まず、委員の御指摘のとおり、現在、道内・道外合わせまして、多くの自治体でこども医療費助成の独自の拡大というのがニュースとして出ておまして、その中で、最近ですと、やはり今までだと中学生までというところが多かったのかと思うのですが、各自治体、高校生まで医療費助成を拡充するという報道を目にすることが実際に増えてきております。

まず、小樽市の現状としましては、こども医療費の助成について、小樽市も段階的に拡大しているところですが、直近ですと、今年、令和4年8月診療分から課税世帯の小学生の通院にも助成を拡大しております。現在、小学生以下の子供の医療費については、実質無償化を実現しているところです。

ただ、中学生に関しては、現在、入院のみの助成となっております。通院の助成はない状態でありまして、高校生については、入院・通院ともに助成は行っておりません。

本会議でも御答弁させていただきましたけれども、現在、庁内の人口戦略調整会議において、来年度以降も人口減少対策について検討を進めているところです。その中で、医療費助成に関しても、さらなる拡大について検討を進めているところなのですが、こちらに関しては、まず、拡大の時期ですとか、それから、拡大をするとなったときの対象の範囲、中学生までなのか、その先があるのかということですか、あと、非課税世帯だけなのか、課税世帯、そういったところをまとめてやるのかという部分もございますし、それから、助成の内容としまして、入院だけをまずやるのか、入院・通院をやるのか、段階的にやっていくのかという、様々な検討する要素がございます。その検討の中身によって、市の財政負担というのも大きく変わってくるものですから、ただ、当然、実施拡大というのは、全国各自治体が行っておりますので、小樽市としても検討を進めていく必要があると考えております。多額の予算がかかる案件でございますので、市の財政面、それから、ほかの子育て支援策との優先度合いとか、そういったことを考慮しながら、引き続き庁内で検討してまいりたいというふうに考えております。

○高木委員

本当に、財政も関わってくることなのですが、やはり子供たちには、ぜひお金をかけてあげるといって、将来的にかけようような施策というものを進めていただきたいと思います。

◎旧日本郵船株式会社小樽支店について

次に、旧日本郵船株式会社小樽支店について伺います。

今、平成30年から補修が始まって、令和6年度まで約11億3,356万7,000円の補修費が予定をされております。

その補修費の財源の内訳をお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

保存修理工事費の財源の内訳になりますけれども、文化庁からの国庫補助金などが7億3,981万4,000円、市債、これは過疎対策事業債になりますが3億9,040万円、一般財源が335万3,000円の予定となっております。

○高木委員

今、補修されているのですけれども、補修が終わった後の活用は、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

補修が始まる前までは、重要文化財となっております建物そのものを見学してもらう社会教育施設として開館しておりました。工事が完了した後も、基本的には同じような活用方法を考えておりますけれども、北運河地域の中心にごさいますて、総合博物館とも近接する施設でありますので、多くの市民、児童・生徒や観光客に訪れてもらうための工夫が必要だというふうに思っております。

そのため、ほかの市町村での、建造物の活用方法なども参考にしながら、建物の雰囲気を生かした活用方法について、今、様々な検討をしているところでございます。

○高木委員

そこで、社会教育施設として、過去、使用していたということなのですが、その過去の実績を入館料、入館者数、また、年間の収入をお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

社会教育施設として活用していた過去の実績ということで、改修工事準備が始まって、休館に入る平成30年度までの3年間ということでお答えをさせていただきます。

まず、入館料ですけれども、20人未満の料金ですが、一般が300円、高校生と70歳以上が150円、中学生以下が無料となっております。

次に、入館者数ですけれども、有料の入館者と無料の入館者の合計になりますけれども、まず平成28年度が1万1,097人、29年度が1万197人、30年度が8,668人、30年度は11月4日から休館をしているところでございますが、そのような状況でございます。

次に、入館料の収入ですけれども、平成28年度が268万1,690円、29年度が235万5,840円、30年度が190万4,890円となっております。

○高木委員

これだけのお金をかけて補修することなので、回収という言い方が悪いのか、いいのかあれですけれども、やはり、この歴史的建造物を活用するのに、やはり市民の広報だとか、観光客の広報だとか、ぜひ、この日本郵船の活用を考えていただきたいなと思います。少し素朴な疑問だったので、これを質問させていただきました。

◎ジェネリック医薬品について

次に、ジェネリック医薬品についてお伺いします。

代表質問で伺いました、小樽市の国民健康保険でジェネリック医薬品を使用することで、どれくらいの効果額が出るのかお示しをいただきました。ジェネリックの医薬品を使用した場合、効果額が令和4年9月の調剤分で、最大効果額が約900万円ということで答弁をいただきました。

そこで伺いますけれども、1年間に直すと900万円掛ける12か月分の1億800万円のお考えでよろしいのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

調剤の医療費なのですけれども、実際には月によって増減はありますけれども、おおむねそのように推計できると思われま。

○高木委員

では、そこで単純にその1億800万円が小樽市に還元されるというお考えでいいですか。

○（福祉保険）保険年金課長

1億800万円の効果がそのまま小樽市の財政効果になるかという御質問なのですが、国民健康保険におきましては、現在は北海道が財政運営の主体となっています。

道内各地の医療費が平準化されるため、本市の効果額が直接本市の国民健康保険事業特別会計の財政に影響するというわけではありません。

ただ、全道で平準化はされますので、全道の医療費は削減されるということにつながりますので、医療費の適正化につながるという形での効果があります。

○高木委員

このジェネリック医薬品を使うことによって本当に財政の負担が少なくなるのかと疑問だったので質問しているのですが、小樽市に直接関係がないという話で、全国のジェネリック医薬品の利用促進というのは、医療費の適正化において重要と私は考えています。

最後に伺いますが、小樽市ではジェネリック医薬品の利用促進をどのように行っているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）保険年金課長

小樽市の国民健康保険における取組につきましては、国民健康保険料の納付通知書の発送時に、おたるの国保という小冊子を同封しております。これは被保険者世帯へ配布しているのですが、その小冊子にジェネリックについての説明の記載のほか、被保険者証やおくすり手帳に貼り付けまして使用できるシールなども添付して、周知を図っています。

また、個別に月200円以上の効果額が見込まれる方に対して、年に3回抽出し、自己負担額の軽減について周知させていただいて、ジェネリック医薬品の利用促進を図っております。

○高木委員

微々たるものかも知れませんが、引き続き、このジェネリック医薬品の促進は伝えていただきたいと思います。

◎道道小樽環状線について

次に、道道小樽環状線について伺います。

前は、第3回定例会の予算特別委員会で、小樽環状線が譲渡された場合に、ロードヒーティングの経費、または冬期間の除排雪、余市方面に関して通行止めにするのかということをお聞きさせていただきました。

今回、小樽環状線における除雪費とロードヒーティングの実績について調べてきました。

それで、令和元年度の除雪費は凍結防止剤の散布も含むのですが、約4,600万円で、ロードヒーティングの電気代が約4,100万円で、2年度の除雪費が約5,800万円で、ロードヒーティングの電気代が約4,100万円、3年度の除雪費が約7,000万円で、ロードヒーティングの電気代が約5,000万円ということで、3か年の平均ですが除雪費で約5,800万円で、ロードヒーティングの電気代で約4,400万円と調べてきました。

これは、多分、総延長の費用と認識しているのですが、総延長は多分13キロメートルぐらいなのですが、今、譲渡される部分の費用は、雑駁ですが、多分、三、四千万円かかるのだと思うのですが、その予定部分の費用というのは押さえていますか。

○（建設）維持課長

道道小樽環状線の市道降格部分の、現段階での予定部分の除雪に係る費用の詳細の試算については行ってはおりません。

ただ、委員の御指摘のとおり、ロードヒーティングの電気代や除雪費用、排雪費用、砂散布等に係る費用につきましては、降格後、増えてくるというふうに考えているところでございます。

○高木委員

今回、雪が降る前にもう工事は完了して、あそこは歩道もロードヒーティングが入っている状態なので、少しその試算は北海道に聞いていただければなと思っています。

また、逆に、トンネルが開通したときに、今の道道を譲渡しないという考え方はありますか。

○（建設）維持課長

道道小樽環状線のトンネル工事の整備につきましては、この線につきましては、小樽市から北海道に要望しております。その際に、共同部分も市道への降格が前提となっているということから、難しいというふうと考えているところではございます。

○高木委員

では、前回も答弁いただきましたけれども、本当、北海道中央バスの回転場から奥の余市までの間を通行止めにするのかしないのかも含めて、その試算が今の除雪費より増額になるだろうというのは予測されるので、ぜひそこは検討していただきたいと思います。

また、除雪に関してなのですけれども、今、市で委託をしている除雪業者の数というのは、何社あるのか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

令和4年度におきまして、小樽市設計等指名競争入札参加資格者名簿における道路除雪に登録のある業者数につきましては、38社となっております。

○高木委員

では、その38社が今ある中で、今年は除雪を実施はしているのですけれども、話に聞くと、今後、除雪に対して業務ができるのが本当に厳しい状況になるという意見もいただいています。今年にとっては、民間の除雪をできない、辞めた業者もいっしょにいますし、市民の皆様もその業者を探すというのは本当に苦労しているのだらうと思うのです。

そこで、厳しい事業者が、オペレーターも少ない、ダンプも運転手も少ないということで、代表者も自ら乗っている業者もいますけれども、そういう改善策というか、今後、30社、二十何社となった場合、市としてはどういう考えが、もしあれば、お聞かせ願いたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）維持課長

除雪業者、除雪業務における担い手不足に関する課題でございますけれども、委員の御指摘のとおり、私どもにも今まで民間除雪を依頼していたのが依頼できなくなったというような市民の皆さんからの声をいただいております。除雪業者に聞き取り等を行う中では、やはりオペレーター不足ですとか、そういったものが課題としてあるというふうに聞いているところでございます。

それに対する改善策という御質問なのですけれども、抜本的に、すぐ特効薬といいますか、すぐ改善できるというのはなかなか難しいのかとは思ってはいるのですけれども、令和2年12月に策定しました小樽市雪対策基本計画の中でも、その担い手不足に関する施策というのもございますので、その個別の具体的な施策も含めて、着実に実施してまいりまして、あとは除雪業者の御意見等も伺いながら、状況等を伺いながら、できる限り改善に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高木委員

引き続き検討していただければと思います。

○須貝委員

それでは、私から、昨日行わせていただきました一般質問のところで、三つ質問させていただきたいと思います。

○小樽商科大学生の市営住宅への入居について

まず最初に、小樽商科大学生の市営住宅への入居についてということで質問させていただきます。

昨日、市長からも力強い前向きな御答弁いただきまして、誠に感謝するところであります。

それで、今日はこれをもう少し前に進めたいと思って、少し議論をさせていただきたいと思うのですが、昨日の課題として挙げられた中で、単身用の、個室の部屋の確保はなかなかできないのだというようなお話があったかと思えます。

それで、私は事前に小樽市の市営住宅の、今の各入居状況、11月14日現在のものの一覧を頂いて見ていたのですが、この小樽商大に近いと思われる施設の中で、市営住宅緑A住宅1号棟から4号棟、それから、市営住宅最上A住宅、これらには、現在、少し空きがあると思って拝見しているのです。

例えば市営住宅緑A住宅ですと、入居率が大体73%から86%、市営住宅最上A住宅でありますと50%から89%の入居率であると今、見ているのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（建設）藤田主幹

ただいま、委員から御質問のありました小樽商科大学近くの市営住宅の空き状況についてなのですが、確かに委員がおっしゃるとおり、商大近くの市営住宅につきましては、入居率もそんなに高くもなく七十数%程度なのですが、ただ、空いている住戸というよりも、通常、学生が住む場合は、大体、一人暮らしというのが想定されているところなのですが、今回の場合、市営住宅の空いているところ、そのほとんどが単身の居住要件である2DK以下かつ50平方メートル以下の条件を満たさない、複数の方が住むための住宅という形になってございます。

○須貝委員

それでは、少し聞き方を変えますけれども、今、この緑A住宅の中で、単身用の部屋は一つも今はないという状況ですか。

○（建設）藤田主幹

本当に直近のお話なのですが、つい先ほど調べたところ、1件だけ空いているという状況でございます。

○須貝委員

それであれば、昨日も質問の中でも申し上げましたけれども、ルームシェアするという考え方も一つあるのかと思っています。2DK、3DKに対してルームシェアすると。これは、さきに事例で、東京都板橋区高島平、埼玉県春日部市の事例を挙げさせていただきましたけれども、特にやはり外国人留学生の方々にはルームシェアのほうが人気があるみたいなのですが、こういうことを考えると単身にこだわらず少し柔軟的にこういったものも視野に入れてはいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○（建設）藤田主幹

ただいまの御質問のあった件につきまして、現行の市営住宅における入居要件では、家族要件がございまして、これにつきましては、単身の方もしくは親族との同居が必要というふうにされておりますので、現行の条例、法令上のルームシェアというのは認められないということになっております。

しかしながら、市営住宅で時々やっております災害時の一時入居、こういった制度というのもございますので、こちら、目的外使用制度というような言い方をしておりますが、こちらを活用するようなことによって、委員のおっしゃるようなことが可能になるかというふうに考えてございます。

○須貝委員

そうですか。そうすると、もう一度少し確認になりますけれども、ルームシェアをするという考え方にするためには、現行の条例の改正が必要であるということの理解でよろしいですか。

○（建設）藤田主幹

委員の御質問につきましては、家族要件はともかく、単身はどこに住むとかというのは、要綱で決まっておりますので、その要綱を改正する必要がございます。

○須貝委員

それでは、今、単身用の部屋が緑A住宅には1件しかないということで、なかなか難しい状況ではありますけれども、小樽市内の全部の市営住宅を見れば入居率が半分に満たないところもあるのも現状ですし、利用できることはあるのかと思うのですけれども、少しこの方法については、私も、もう一度勉強して、また議論させていただきたいと思います。少し、そこを前に進めるということで、ぜひまたお願いしたいのです。やはり今、既にやっているところ、さきに示した二つのほかに、例えば調べますと、札幌市でも北星学園大学と厚別区が提携を結んでいると。それから、京都市でも京都橘大学かな、幾つかのそういう大学とやはり市が提携を結んで市営住宅をやっているところがあるのですよね。この辺の事例も含めて、ぜひ、私はやはり将来の小樽の定住人口、関係人口、交流人口のこの三つの面から見ても、有効策の一つというふうに私は考えているのですけれども、ぜひ、この研究を進めさせていただきたいと思います。

それで、あとは、昨日の御答弁にもありましたけれども、大学側の意向もありますし、できれば、この春、大学の入学が決まって、合格の通知を出したときに、小樽市でこういう制度がありますよとお知らせ案内をつけてあげるとか、新学期が始まってから、こういう制度がありますよというのをお知らせするとか、こういうことが一番重要だなと思っはいるのです。

定住人口ということ言えば、もしかしたら5人か6人かもしれませんけれども、これが必ず将来小樽にとって、交流人口、関係人口にもなるのだというふうに思いますので、ぜひ進める方向で、また研究していただきたいというふうに思います。私も今の内容では、これ以上議論する、深めるあれはないので、また相談させていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

これは本当に一つのヒントになればと思うのですけれども、つい最近の話なのですけれども、とある小樽市での会社の社長が、商大生が一生懸命やっているサークルをずっと応援していた。そして、学生が卒業するときに、御礼に来たときに、いやいや、あんた、銀行に就職が決まったみたいだから、今度、それなりのポジションになったときに金を貸してくれればいいさと冗談で言ったのだと。それが10年たって、つい最近、現れて、社長との約束を果たしに来ましたと来たのだと。まさしくこれは関係人口ですね。東京に就職されて、小樽商大でお世話になって、小樽市の社長にお世話になったことがずっと頭にあって、小樽に恩返ししたい。私はやはりこういうものにつなげるきっかけにもなるかと思っていますので、ぜひ、前に進められるように、また御協力、それから、お知恵を拝借したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎マイナンバーカードについて

それでは、質問を変えます。

マイナンバーカードについて質問をさせていただきます。

昨日、質問させていただいて、改めてその交付率の遅れに関して思うところではありますけれども、重点的フォローアップ対象団体に8月、9月、10月と3か月連続で指定されたのだと。そして、申請促進を要請されたというような御答弁いただきましたけれども、これから言うと、この11月も4か月連続で指定される可能性があるのではないかなと危惧しているのですけれども、これについてはいかがですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

11月につきましては、伸び率で基準をクリアしておりまして、指定されておりません。

○須貝委員

ないのですね。大丈夫だということですね。

それでは、交付率なのですからけれども、全国に比べて約6%遅れていますけれども、6%遅れている要因はどのように分析されていますでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

マイナンバーカードにつきまして、本市は昨年までマイナンバーカードの交付体制の強化に取り組んでおりました。今年度からは出張申請の実施など、マイナンバーカードの申請機会の拡大強化に取り組んでおりますが、結果として、全国の交付率と約6%の差が出ているという状況でございます。

○須貝委員

今では、少しお答えになっていないかと思うのですが、私は昨日の質問で、本市のマイナンバーカード申請のサポート状況をお示しくださいと質問させていただいたところで、本市のマイナンバーカード申請に係るサポート状況につきましてはということでお答えをいただいているのですが、ここの分をもう一度御答弁いただけませんか。

○（生活環境）戸籍住民課長

「本市のマイナンバーカード申請に関わるサポート状況につきましては、申請は郵送やパソコン、スマートフォンで行うことになっておりますが、申請に不安のある方もおられます。そのため、戸籍住民課に申請受付窓口を設置するとともに、毎週木曜日の19時までと、毎月第2土曜日の9時から15時まで、申請窓口を設置しているほか、事業所や町内会に出向いての出張申請や、商業施設での出張申請窓口を開設し、申請用の顔写真の無料撮影や申請書の記入補助を行っているところであります。」

○須貝委員

私はここにこの遅れの本質があると思っているのですが、本来は、郵送やパソコンやスマートフォンでやるべきものなのだけれども、それを市が補助するようになりましたよ。そして、9月とかですけれども、すごく遅れて長崎屋でやったりとかも、やはり先を見通してなくて、やってあげている感がすごく満載な答弁だなと思って、私は見ていたのですが、これについて、少し私の思い過ぎでしょうか、いかがですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

9月に先ほどの施設でやったものもありますけれども、それは9月末までにマイナポイントの申請が必要だったと、今、伸びているのですが、そういうこともありまして、やったということもありますし、町内会とかの出張申請もやっておりますので、こちらとしては、そのようには考えておりません。

○須貝委員

トップランナーになれとは言わないですけれども、そういう認識では、多分まだまだ時間がかかるなというふうにもう少し危機感を持つというか、先を見通した行動をしてもらわなければ困ると思うのです。

今回、年代別の交付率で出させていただいて、私の思惑というかもくろみと少し違ったのですが、10歳代未満、それから、10歳代が思ったより多いと。10歳代については、調べると、やはり携帯電話の契約のときに、身分証明に使うケースが結構あるということで聞いてはいるのです。10歳代未満が意外と40%ぐらいと多いところなのですから、この10歳代未満がマイナンバーカードを持つ経緯とか背景には何があるのか、あと、全国的な状況は、この10歳代未満はどのような状況にあるのかお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

10歳代未満、10歳代も含めまして、保護者がマイナンバーカードを申請する際に一緒に申請するというパターンが多いと考えております。

全国的な数字を見ますと、10歳未満では約44%、参考までに10歳代につきましては約48%となっております。

○須貝委員

それで、もう一方で、60歳代が一番高いのですよね。私も60歳代になったのであれなのですから、この60歳

代の一番高い理由は、どう分析されていますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

60歳代が高い理由につきましては、小樽駅前第2ビルですとか、町内会での出張申請を実際に行っている段階で、そういう出張申請などを利用してマイナンバーカードの申請をされる方は高齢者が多いという傾向がございます。そういうこともありまして、60歳代の交付率が高くなっているのではないかと考えております。

○須貝委員

今のお答えだと、70歳代も80歳代も上がらなければおかしいと思うのですよ。60歳代というふうに限定したのですけれども、お答えは出ないと思うので結構です。

次に、今のこの目標を見ていると、月間目標で11月が4,141枚の見込みであるということで、非常に、今までのトレンドから言うとアグレッシブな見込みを立てているのですけれども、これについての理由はありますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

現在、マイナンバーカードの交付申請からカードを受け取っていただくまでに約2か月かかっております。11月の交付分につきましては、9月頃の申請によるものということになりますけれども、まず、国が実施しているマイナポイント事業につきまして、ポイントを受け取るために、当初、9月末までのマイナンバーカードの申請が必要だったということがございます。

もう一つ、8月末から9月初めにかけて、商業施設で1週間の出張申請窓口を開設しました。これらによる申請数の増加を考慮して、11月の交付予定数を想定したものでございます。

○須貝委員

そのポイントの駆け込みと、それから、長崎屋も効果はやはりあるのかと思って、私も見えています。この後、ウイングベイ小樽でもありますので、多分こういうのが、その後に大きく反映するのかと思っています。

それで、出張訪問というお話がありましたけれども、これを見ますと、職場、町内会で299人の申請があったというように書かれていますけれども、この回数は、職場、町内会で何回やられたのか。それと、このときの最大人数と最少人数についてお聞かせいただけますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

職場、町内会でのマイナンバーカードの出張申請ですけれども、11月末の数字になってしまうのですけれども、18回で人数も少し増えまして474名になっております。

それで、最低人数につきましては、町内会で5名で、最高人数につきましては、こちらも町内会なのですから167名となっております。

○須貝委員

ちなみに、167名あった町内会はどこか、お聞かせいただけますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

こちらにつきましては、銭函連合町会で、銭函市民センターで実施したのになっております。

○須貝委員

それで、私は、やはりこれを進めていく上で、持つリスクとか、手続が面倒だということと同時に、やはり持つ利便性をみんなに描いてもらうのだということが重要なのだというお話をさせていただいたと思うのですけれども、御答弁の中では、では利便性は何と言ったときに、コンビニでの住民票の写しの交付、オンライン行政手続等がありました。これはよく一般的に書かれているあれなのですけれども、これではメリットが感じられないから申請しないのだというのが多いのだと私は認識しているのです。さらにその先に、もっとこんな利便性があるよということが描けているのかどうかということ、この小樽市の担当課として、それが描けているかどうかお聞かせいただけますか。

○（総務）デジタル推進室南主幹

国のマイナンバーカードの活用の構想に関しては、図書館の入館証とか、それから印鑑登録証としての活用などというのも考えているようではございます。

それから、本会議において市長からも御答弁をさしあげましたけれども、群馬県前橋市の取組等も含めまして、これは調査していきたいなというふうに考えてございます。

○須貝委員

それで、ドロップアウトをなくすということで、70歳代、80歳代の方もほかとそんなに差はないのですけれども、今後、やはりどんどん普及率が上がっていくと、御高齢の層の方の交付率がどうしても上がってこないのだろうと思っております。

この方々のサポートをどうやってしていくのかということは、やはり最終的に重要なのかというふうに思って、ここのハードルは、多分相当上がってくるのだと思うのですけれども、高齢者に対するサポート体制について、今後どのように考えるかお聞かせいただけますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

まず、課題の前に今後の体制という部分につきましては、本会議で市長から御答弁いたしましたけれども、これまでの出張申請については、出張期間の拡大による申請者数増加に一定の効果が見られておりますので、町内会なども含め、町内会での出張申請などでも高齢者利用が多いことなどから、継続して行う必要があると考えております。

課題につきましては、やはり今、例えば高齢者施設などの出張申請も行おうとしたときに、コロナ禍で実現が難しいということがございますけれども、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきた際には、施設のスタッフと綿密な打合せを行って、実施に向けて進めていくことも可能だと考えております。

○須貝委員

先ほど、出張申請で最低何人ですかとお話しさせていただいたときに、5名というのがあったというお話をいただきました。一番進んでいるという例を紹介させていただいた宮崎県都城市です。今日、朝、見ますと、もう普及率が、交付率が89%。もう90%に迫るところまで来ています。ここではマイナちゃんカーというのをつくって、1人のところにも行って申請受付をしているのだというのが出ていますので、最後、ハードルは上がってきますけれども、少人数での申請受付をやるのがやはり一番の近道なのかと思うところであります。大変ですけれども、ぜひ、この出張申請について精力的にお願いしたいと思うところです。

そして、これを考えると、これも一般質問でさせていただきましたけれども、高齢者の方にとっては、どうしても保険証以外の使い道が見当たらないケースがあると思うのです。だから、ここのところ、やはり御高齢の方にこのメリットを感じてもらうには、福祉系のサービスと連携させることが重要なのだろうなと私は思っています。

それで、先ほども前橋市の交通系のICカードの件もお話ありましたが、これもお話しさせていただきましたが、やはり本市におけるふれあいパス制度と連携させる、ちょうど私も厚生常任委員会にいて、このふれあいパスの導入に関していろいろ勉強会をやった際に、現状のふれあいパス制度の問題点が幾つかあって、それをかなり手作業で関係者の方々が、そういう手間をかけて労働されていたという問題点を目の当たりにしていたのですけれども、この現状のふれあいパスの問題点と、それから、これをマイナンバーカードの制度とドッキングさせること、この利点について、少し見解いただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

まず、本市のふれあいパス事業の一番の問題点といえますか課題につきましては、限られた財源の中でいかに制度を持続していくかというところでございます。その観点で、昨年度から1年間に購入できるバス券の冊数の上限を設けさせていただいたところでございます。

少し予算の話は置いておけば、委員がおっしゃるように、マイナンバーカードをひもづけられた交通系ＩＣカードを本市のふれあいパス事業に導入することによって、現在、私たちで行っている購入チケットの印刷から対象となる方への配布、そういう作業、それのほか実際に皆さんが使われたバス券の統計とか管理、そちらの部分については、当然軽減されるというのは想定されます。

そして、市民の方にとっても、購入チケットを一度もらって、そこからバス券を買っていただいているのですけれども、そういう部分がＩＣカードになることによって、手間は省けるのかというふうに考えて、利便性も向上するものと考えてございます。

ただ、一方で、交通事業者の車載機、カードを読み取る機械とかの改修ですとか、もしくはシステムの改修、そういう部分に多額の費用が発生するものと考えてございます。

○須貝委員

ということで、今はふれあいパスが交通系の高齢者のサービスですけれども、これ以外にも将来的には、違ういろいろな高齢者の福祉のサービスを私はやるべきだと。そうではないと、町なかに住む市民の方と、今、これを頻繁に使っている方の、やはりアンフェアな状態があるねということは、これまでも何回もお話しさせていただいたので、こんなことも、ぜひこういったものと連携させることによって、公平公正で御高齢者の方々にも必要性を感じていただける制度になるのではないかということをお願いして、これで質問を終わらせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

公明党に移します。

○横尾委員

◎人事評価について

私からは、人事評価について、まずお伺いしたいと思います。

代表質問の中でも、職員減少時代の人事戦略についてお伺いいたしました。その中で、人事評価、そして人事異動、そして副業、兼業希望する職員、定年延長のこと、そして中途採用職員や任期付職員の活用についてということで、一層少なく人口も減っていきますし、職員もどんどん少なくなっていくときの人事戦略というのは必要ではないかというところで、各項目によって聞かせていただきました。

改めて確認させていただきますけれども、人口減少もありますが、職員数は基本的には減少傾向にあると。その中で、自治体が処理すべき業務量は全国的にもむしろ増加傾向にあると。そして、職員１人当たりの業務量も増加しているという大変な状況です。人によれば、職員数に関して、ぬれ雑巾を絞るというよりも、乾いた雑巾をさらに絞れと言われていたようなことを言われている方も多いというふうに聞いております。このようなぎりぎりの体制の中で業務を遂行するときに、新型コロナウイルス感染症対策という大きな課題が自治体を襲ったという状況になっております。

自治体は24時間動いている地域の暮らしへの対応が常に求められる、そして、新型コロナウイルス感染症対策は定形外のものが多く求められると。そして、その上に、民間に比べれば遵守しなければならない法令も多く、紙の重要性もまだ高いという状況で、大変、職員の負担が大きくなっているという現状でございます。

そして、デジタル化などのシステム問題が、今、クローズアップされ、DXの取組も進められておりますけれども、やはり人事の問題というのは、より焦点がまた当てられなければならないのかという考えで、今回質問をさせていただきました。

人員の配置や仕事の割り振りだとか平時と非常時のバックアップ体制、リモートワークをはじめとする働き方の見直し、こういった人事諸制度をトータルに見直す絶好の機会なのではないかと、逆に捉えるとそういうふうに思いますので、また質問したいというふうに思います。

そして、今を逃せば、経験ある職員がどんどん減っていくというのは目に見えていますので、そして、こういった改革も見直しも苦しい状況にあるとも考えておりますので、一刻も早くこういった見直しが必要であれば進めていただきたいという思いで質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

前置きが長くなりましたけれども、人事評価について行いますが、まず、小樽市の職員に対して人事評価を行っていると思いますけれども、年何回行っているものなのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

人事評価は年何回かというお尋ねでございましたけれども、本市では能力評価というものと業績評価という形で分けて行っております。能力評価が前年10月1日から当年の9月30日までの期間で年1回、それから、業績評価が当年度の4月1日から3月31日までという期間で、こちらも年1回ということで、両方合わせて年2回という形になってございます。

○横尾委員

では、この人事評価について、実際に職員にはどのような評価というか、記号になるのか、点数になるのか分からないですけれども、どのように評価をつけることになっているのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

評価結果のつけ方ということになると思いますが、今、おっしゃった記号という形にはなるのですが、現状では、段階としましては5段階に分けて評価をつけておりまして、言葉で言うと、特に優秀というものがS Sという段階、それから、次に、通常より優秀というものがSという記号をつけて、その次に、通常、良好な状態ということがAという記号です。そして、その下に、少し通常よりも物足りない状態という評価がBという記号、それから、通常よりはるかに及ばない、劣るという段階ということでCという記号をつけておりまして、その記号で5段階で評価を最終的につけております。

○横尾委員

これは、代表質問の答弁にもありましたけれども、人事評価で上位評価がつくことで、職員のモチベーション向上につながるというようなこともありました。上位評価、よい評価を受けることで、給与や賞与などに影響するなどあると思うのですが、小樽市ではどのような影響がありますか。

○（総務）職員課長

人事評価結果がどのような影響というか、どういうふうに反映されていくのかというようなお尋ねになるかと思いますが、まず、能力評価の結果というのを基本的には昇級ですね、給与の号俸が上がる昇給、それから、職位が上がる昇任、そちらのほうにその結果を活用するという形は取っております。

それから、業績評価につきましては、年2回支給される勤勉手当の支給率の決定において、結果を活用することとしておりますけれども、ただ、現状におきましては、その評価結果の活用は管理職限定で行っているというような状況でございます。

○横尾委員

それでは、上位評価で職員のモチベーション向上につながるということだったので、では、悪い評価を受けることによって影響はどのような影響があるのか、どのように反映されているのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

悪い評価におきましても、今、申し上げた給与等の反映ということは、それによりまして、例えば昇給が、標準だと、いわゆる4号俸を昇給するというような形になっておりますけれども、それが例えば2号俸とかに抑制をさ

れたり、それから、勤勉手当の支給率が標準だと支給される支給率というか、支給月数よりも低い支給率になったりということはございます。

○横尾委員

今、聞きましたけれども、例えば劣るという評価がずっと続いたときも、結局はその昇給に影響するのが続くだけで、何かそういったほかの影響というのはないということでもよろしかったですか。

○（総務）職員課長

続いたとしても、次はまた対象の期間で、昇給において、またその昇給の号俸が抑制されるような形にはなりませんけれども、基本的にはその積み重ねというか、それ以上のものはございません。

○横尾委員

それでは、この評価が、5段階あるとお聞きしましたがけれども、この評価別の人数は、直近でどのような配分というか形になっているのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

評価別の人数ということでしたけれども、こちら、もし差し支えなければ、評価別の人数の構成割合というか、パーセントでもよろしいでしょうか。

割合でお答えさせていただきますけれども、まず令和3年度の能力評価、令和2年10月から3年9月までの期間で評価をしたものにつきましては、先ほど記号で申し上げたSS評価、一番高い評価のついた者が0.1%、それから、次に高いS評価のついた者が1.5%、それから、真ん中のA評価がついた者が97.9%、それから、それより少し低いB評価がついた者は0.5%で、C評価がついたものはおりませんでした。

それから、もう一つの業績評価のほうですが、令和3年度1年間で評価した結果になりますけれども、こちらでS評価がついた者が2.5%、それから、通常、真ん中のA評価がついた者が96.9%で、少し劣るということでB評価がついた者が0.6%ということで、一番高いSSというのと一番下のCというのは、こちらはございませんでした。

○横尾委員

では、代表質問でも答弁いただきましたけれども、この上位評価を受けてモチベーションが上がるというところの上位評価というのは、どこからどこまでを想定されていたのかというのを、もう一回確認させていただいてよろしいですか。

○（総務）職員課長

上位評価の、どの範囲かということの考え方ですけれども、通常、良好に勤務するというか、問題なく勤務することが、大体、その中位評価ということで、いわゆるAになるのかというふうに考えておりますので、上位ということで考えると、SSという評価がついた者とSという評価がついた者は上位というふうに考えてよろしいかというふうに思っております。

○横尾委員

そうしたら、結局、職員のモチベーションが上がっているというのは、ほんの僅かなのかというところが、今、数字だけを見ると、人数は実際には分からないのですけれども、何となくそういう上位評価というのが、数は限られているのかと受け取れました。

それで、業績評価というのがあったのですけれども、なかなかこれは難しいかと思うのですが、どのように具体的にこの業績評価をしているのか、どういう観点からやっているのかが分かればお示しください。

○（総務）職員課長

業績評価をどういうふうに行っているのかというところでもございましたけれども、基本的には目標管理型ということで、目標設定して、それをどういうふうに達成するのかというような形になっておりまして、これは年度単位でやっております。まず年度初めに、組織として、部ごとであったり、部の中の課ごとであったり、その年に考え

られる課題ですとか、そういったものに関して組織目標を立てまして、それぞれ踏まえた上で、それぞれの職員の職位に応じて、その目標やら、単純に自分に関わる業務の改善点ということでもよろしいのですけれども、そういった部分で、職位に応じてそれぞれ果たすべき役割というのを目標として大体、おおむね三つぐらい設定するというようにしております。そして、その目標の設定を職員本人にしてもらった上で、所属長はその目標設定が適切かどうかの確認をしまして、実際1年間、業務を行っていくと。

そして、行って、年度末というか、年度終わりの時期に、その達成状況、どういう状況なのかということ、まず職員本人から自己申告をしてもらった上で、その達成度を評価するという形になっております。

○横尾委員

今、確認させていただきましたけれども、三つぐらいの目標を設定するというものであります。

この目標の内容についても、それぞれレベルというか難しさ、困難さというのはあると思うのですけれども、例えば、本当に単純な簡単な例で言うと、書類を整えます、これが一つの目標、それで、時間を期日に間に合って仕事しますなどといった目標を立てた人と、かなり難しい新規の案件だとか、そういった業務をして目標に達成しなかった人というのは、そうなった場合に、目標を達成したから、その人は達成したよという評価をされて、もう1人の難しい案件をやってできなかった人は、できなかったよとされてしまうものなのでしょうか。

○（総務）職員課長

目標の困難度というか難易度というのは、やはりそれぞれ、職場であったり職種であったりというところで、どうしても出てしまうということはあると思うのです。やはり、職場、職種によっては、非常に困難な目標というかチャレンジングな目標は、立てるといっても少し難しいかという場合も正直あるかと思っています。

ただ、今、例示されたような書類を整えるというような目標が、それが個人の目標として適切かどうかという部分は、先ほど最初に目標設定するときに所属長が確認してということを行いましたけれども、そこの中で、その辺の目標がもう少しこういう形でみたいなことを助言するような形でアドバイスを、ある程度、目標として適切かどうか、軽過ぎないというのですか、そういうような目標になるような補正は行われているかというふうに思っております。

ただ、もちろん難しいというか、非常に困難度の高い目標を立てるというケースもあって、では、それが達成できなかったから、やはり下位評価かということ、そういうことではなくて、ただ、目標の達成度としては、例えば70%とかかもしれないけれども、その達成までの過程等を最終的に所属長が評価する中で、結果としてはその目標は達成できていないかもしれないけれども、到達というか、それを踏まえた上で上位評価をするということはあるのかというふうには考えてございます。

○総務部長

今の補足をさせていただきたいと思います。

業績評価については、それぞれ職員が目標を個別に掲げたときに、困難度はその職員にとってどうなのかということで、例えば二重丸とか一つ丸とかということ表記をさせていただくことになっておまして、困難度が高いものを達成すれば、当然、評価が高くなるし、困難度の低いものを達成したとしても、評価としてはそうでもないというような形での、困難度の評価という形でさせていただいているところでございます。

○横尾委員

今の総務部長のお話だと、困難度というのは、二重丸と一つ丸の二つの段階とか三つの段階ぐらいしかないものなのですか。

○（総務）職員課長

今の業績評価のシートの中ですと、段階数は三つ設けておまして、困難度が高いものと、逆にその職員にとって達成が容易なもの、そのどちらにも属さないものということで、一応3段階に分けて設定するような形にはな

ってございます。

○横尾委員

少しその辺がしっかりとはっきりした判断がなければ、やはり評価されるほうも、どうしてこれでこうなのだろうというところがあったりするのかと感じました。

例えばですけれども、管理職の評価で、今、係員の業務までするようなプレーヤー化というか、プレイングマネージャーみたいなことにしなければならぬような例もあると思うのですけれども、本来の課長、管理職の役割としては、自分が動くのではなくて、しっかり業務を管理するというような仕事がメインになる、そう考えると、この管理職の仕事をこういうプレーヤー化してしまった管理職は、管理職としてはどうなのかというような評価になると思うのですけれども、例えば、こういった自分の課長の仕事と、そのほかにプレーヤーみたいな係員の仕事をしているような管理職の場合の評価は、ちなみにどのようになるのでしょうか。

○総務部長

今の委員から御指摘ございましたとおり、プレイングマネージャーといいますか、課長職でも個別の業務を持ってやっている職員は相当増えてきている傾向があるかなと。特に、今、グループ制ということで、主幹ということで、特命事項を持っているような職員については、やはり自分で業務を持っているようなケースも多々あるかというふうには思っております。

実際に人事評価を行う上では、例えば課長職の面談ということになりますと、次長なりがやることになりますので、やはり通常のマネジメント業務以外に個別の業務を持っている場合には、その業務についても併せて評価するというので、単純に1プレーヤーとして持っているような業務については評価しないということではなくて、トータルで評価をさせていただくということで考えているところでございます。

○横尾委員

一定の評価の基準みたいなものも必要ですし、細かな評価の段階というのは、3段階と言ったのですけれども、その困難度とかというの、もう少し細かく見ていったほうが、よりいいのかという気はしました。

それで、先ほど、例えば評価によって勤勉手当などに影響するということがありましたけれども、人事に関する人件費の予算は決まっていますので、ある意味、たくさん評価をすることによって、今度、逆に減らす人をつくらなければならないと、枠の中でどうしてもやらなければならないですから、そういった形になって、例えば職員の能力に対する絶対評価ではなくて、あくまでも相対評価になってしまうのではないかと思うのですけれども、これはどのように考えられていますか。

○（総務）職員課長

今、おっしゃったような実際に給与に反映というか、評価結果を給与に反映していくとする場合に、特に勤勉手当の部分で、どうしても支給総額ということが、予算の範囲ということで縛られるのもありますので、それで、その財源というのでしょうか、上位評価者に高い勤勉手当を支給するための分というのが、形としては下位評価者が出たときに、その分、減額になった部分が上位評価者の分の原資になるというような形にはなっておりますので、下位評価者が全然いなければ、現実にはその上位評価者に配分する部分というのは、正直、出てこないという形にはなってしまいます。

ただ、相対評価というよりは、あくまでも、結果として評価結果が給与に反映して、そういう上位評価がついて勤勉手当が増額になるということがないとしても、評価自体は相対評価ということではなくて絶対評価という形でできているのかというふうには思っております。

○横尾委員

人事評価をせっかくやっていますので、本当に職員のモチベーション向上というのが、今、喫緊で必要かと思っています。どうしてもこの勤勉手当に反映させなければならないというようなものがあるようですので、なかなか

そこを考えると、誰も彼も上げていくというのは難しいのかというふうには思うのですが、やはり頑張っている方にはしっかり評価できるような施策も必要なかと考えておりました。

人事評価については、これから見直しもあるというようなお話をされていまして、次に移りたいと思います。

◎人材育成基本方針について

続きまして、人材育成基本方針についてお伺いしたいと思います。

平成30年に改定されているものだと思いますけれども、総務省の地方公共団体における今後の人材育成の方策に関する研究会というのが出した報告書をいろいろ見させていただいたのですが、これからはやはり人材育成に関しては、人材マネジメントの視点に立って、人材育成の取組を総合的に進めていくことが必要だというふうに書かれていました。

その中で必要なのは、人材確保の視点、人材育成の視点、適正配置・処遇の視点、職場環境の整備という、この四つの要素というのを有機的に結びつけることで職員の持つ能力を最大限に引き出せる人事管理を戦略的に行えるというふうに書いてありました。この人材確保の観点というところでは、求める人材像、そして、選ばれる組織となるための魅力発信、そして、組織を補完するための外部人材や広域的な人材の活用などというのがあるようですが、今、小樽市で定めている人材育成基本方針の中で、これに当たるようなものはどのようなものが示されていますか。

○（総務）職員課長

総務省からの報告書ですか、こちらを私も拝見をしまして、資料を確認をいたしましたけれども、本市で人材確保という点で、その分野ということで言える部分の考え方を、人材育成基本方針に記載している部分としましては、採用に関して記載している部分がございます、知識偏重ではなく、柔軟な発想や創造性に富む人材、困難な課題に積極果敢に挑む意欲ある人材を確保する必要があるといったような考え方を記載してはございますけれども、今、おっしゃられた四つの視点というか、その中で示されているような選ばれる組織となる魅力発信とか、そういった部分まで踏み込んだものは、記載できていないかというふうに思っております。

○横尾委員

それでは、人材育成の観点という部分では、人事情報と職員研修、そしてOJTとの連動だとか、先ほど聞きましたが、人事評価制度の人材育成への積極的な活用と管理職の関与などというのは記載されているのですけれども、人材育成の観点で示されているものはどのようなものでしょうか。

○（総務）職員課長

人材育成の観点での記載ということで申し上げますと、人事異動に関する考え方としまして、まず採用からおおむね10年ぐらいの間に窓口ですとか事業部門、管理部門など、計画的にそういうところを経験して、基礎知識の習得と能力を育成する、それに加えて自己の適性を発見できるように考慮する、そして、それも踏まえつつ、部内によってはスペシャリストを育成・輩出する人事も検討するといった形で記載をしております。

あと、職員研修の関係、こちらに関しても、自己啓発、それから職場研修、職場外研修の三つを柱として研修に取り組んでいくというようなことで記載をしております。

○横尾委員

人材育成の観点はしっかり載せてあるなと感じます。

次に、適正配置・処遇としての観点という部分では、人事情報を活用した配置、処遇、能力開発、組織の将来を担う職員の発掘、配置への首長等の関与などあるようですが、この観点からは、何か載せているものはありますか。

○（総務）職員課長

適正配置・処遇という部分の観点での記載ということで申し上げますと、先ほど申し上げた人材育成から及んで

いる人事異動の考え方ということで、記載している部分と少し重複する部分がありまして、総務省の指標にある視点ということで言うと、記載という部分では少し足りないというか、あるかというふうに思っています。

○横尾委員

そして、最後、職場環境の整備という観点ですけれども、組織理念の構築と共有、誰もが働きやすい職場環境の整備、職員エンゲージメント、働き甲斐だとか意欲だとか、組織に対する思い入れだとか愛着などのことを言いますけれども、こちらの把握などを記載されていました。

小樽市では、このような観点から何か示しているものはありますか。

○（総務）職員課長

職場環境の整備というような観点での記載ということですが、こちらで申し上げますと、職員同士のコミュニケーションの活発化だとか、あるいは、時間外勤務の縮減、それから健康管理の徹底、ハラスメントの防止といったようなことで記載をしておりますが、この総務省の資料で示されている視点というところで言いますと、テレワークの推進という部分なども、こちらでは出ておりますけれども、本市の人材育成基本方針では、少しまだそこまではカバーできていない、まだ足りないというか、記載がない部分はございます。

○横尾委員

なかなか難しいところはあるのかと思うのですが、私の代表質問の中で、様々な人事戦略について聞かせていただきました。やはり今、大事な観点としましては、どのような人材を求めるのかという部分も明確にしていくことも必要ですし、今いる職員のエンゲージメント、働き甲斐だとか意欲、そういったものをどう高めるかということも大事かと思っております。

こういった観点も含めると、かなり新しい状況になってきているかというふうにも思いますし、改めて職員減少時代を含めた人事戦略というのが必要になってくるかと考えておりますけれども、こういった人材育成基本方針の見直しも必要になってくるのではないかなと私は考えるのですが、これについて見解をお聞かせください。

○（総務）職員課長

人材育成基本方針の見直しということでお話ございましたけれども、今の方針の中で、まず、求められる人材像というか、目指すべき職員像というものを、職員へも執務室の壁に貼ってくださいという形で示しております。これでは、市民の目線に立った職員、チャレンジ精神を持った職員、行政のプロフェッショナルとしての職員、コスト意識・スピード感を持った職員、倫理観・使命感を持った職員と、5本の柱の形で示しております。

これを策定してから4年ぐらいたちますけれども、大きな柱の部分では大きく変わっていないのかというふうには思うのですが、ただ、具体の部分で、それこそ今のDXを踏まえた部分ですとか、働き方改革とかとつながった部分等も含めて、やはり4年間の中で必ず今の実情にそぐわないというか、見直さなければならない点というのは多々出てきているのかというふうには思っております。不十分な点というのも、現状、やはりあるかと思っておりますので、その見直しというのは、当然考えていかなければならないというふうに思っております。

また、かつ、今、定年延長ということで、今回も条例案を出させていただいておりますけれども、それもありますので、そういう定年延長の方々の知見をどのように次世代に継承していくのかというような観点も踏まえながら、そういう点でも見直しは必要なかというふうには考えているところではございます。

○横尾委員

しっかりと今に合った、そして、選ばれる小樽市の職員になりたいと言っていた方を増やすためにも、ここは明確に示す必要があるのかというふうに思っていますし、前から広報とかでも言っていますが、伝えるというのは、先ほど壁に貼るというふうにして伝えているかもしれませんが、本当に伝わっているのかというところは、何回も言っていますが、気にしているところではあります。

伝えるのではなくて、伝わっているかどうかという確認だとか、どう伝わっているか、どういうふうに伝えたい

かというのを考えるのも必要かと思しますので、職員がせっかくなつくた人材育成基本方針ですので、しっかりとこれが伝わって、それに基づいて行動できるような人材育成方針をつくっていただきたいなど、そして周知も徹底していただきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 2 時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎議案第22号公の施設の指定管理者の指定について

初めに、議案第22号公の施設の指定管理者の指定について伺いたいと思います。

小樽市観光物産プラザの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽観光協会を指定するものをございまして、今回、指定期間が1年間ということですが、まずは前回までの指定期間が何年間だったのかということをお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

前回までの指定期間でございますけれども、直近ですと平成30年度から令和4年度までの5年間であります。

○面野委員

ちなみに、観光協会が指定管理者として始めてから、大体、何年ぐらい今の形状で観光物産プラザが運営されてきたのか、もし分かればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

観光物産プラザの指定管理者制度の導入につきましては、平成18年4月1日からでございます。

○面野委員

結構、長きにわたって今の形状のまま運営されてきたということなのですが、今回、単年度の指定期間にするということで、債務負担行為の限度額が860万円ということでお示しされておりましたけれども、先ほど伺った前回までの指定期間の平成30年度から令和4年度までの債務負担行為の限度額の年額というものを聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

債務負担行為の限度額の年額につきましては、平成29年の第4回定例会で議決をいただいておりますが、5年間で総額4,151万6,000円となっております。

この内訳を申し上げますと、平成30年度、819万9,000円、令和元年度、826万4,000円、2年度、835万1,000円、3年度、835万1,000円、4年度、835万1,000円となっております。

○面野委員

限度額については直近の年度とさほど変わりがないということで確認をさせていただきました。

それでは次に、今回、指定期間を1年間とした理由について御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

指定期間を1年とした理由でございますけれども、第3号ふ頭及び周辺再開発に伴いまして、小樽観光振興公社によりおたるマリン広場に観光商業施設の建設が計画されております。当該施設に、現在、小樽観光協会が観光物産プラザで運営しております機能の一部を移転することとなり、これに伴いまして、今後の観光物産プラザの利活用につきまして検討する必要がありますことから、指定管理者制度の運用に関する指針に定める当該施設に特有の事情、特殊性等があるものと判断し、これまで5年間であった指定期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間として、1年の間に今後の観光物産プラザの利活用について方向性を定めていくものとしたものでございます。

○面野委員

第3号ふ頭に機能が移転するという内容だったと思うのですが、現在は観光物産プラザの中に大きく三つの機能を有していると私は考えておりまして、その中に物販、インフォメーション、それから多目的ホール、そして、今ほども今後の利活用について考えていく期間ということで、1年間というふうなお話だったかと思うのですが、これについてはどのような機能を持たせるかについては、どのような場で協議を進めていかれるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

どのような場で協議をしていくかということでございますけれども、年明けに庁内の関係部長会議を開催し、今後の方針を含め協議していく予定としております。

また、観光協会や商工会議所など関係団体などにも御意見を伺いながら、方針を決めていきたいと考えております。

また、議会に対しましても、経済常任委員会に都度、報告をしながら進めていく予定としております。

○面野委員

関係部長会議にて諮っていくということで、中村誠吾委員が代表質問で関係部長会議の課題について、少しいろいろとお話しさせていただきました。この関係部長会議は関係する部長が多分、集まって会議をされると思うのですが、この場合はどこが関係する部長になるのかというのは少し今、疑問に思ったのですが、具体的にはこの観光物産プラザの利活用について、関係する部署はどのようなところを想定されていますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

関係部長会議でございますけれども、総務部、財政部、それから産業港湾部、そのほかにも必要に応じて関係する部局に声をかけて進めてまいりたいと考えております。

○面野委員

それでは、関係部長会議に諮るにしても、当然、現状としては、この観光物産プラザの機能が移転するので空きますという、ここまでは、もちろん事実だと思うのですが、部長会議に上げるに当たって、何か原部で骨子みたいなものをつくって上げるものなのか、それとも、本当に空くのだけれども、どうしましょうかというような、ノープランといいますかね、そういう形で議題として上げられるのか、それによっても大分、それこそ関係する部長が変わってくると思うのですが、その辺については、今のところ年明けに諮るということでしたので、その辺について、もし想定があればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

観光物産プラザの活用案につきましては、令和3年第1回定例会の経済常任委員会にも御報告をさせていただいておりますけれども、観光物産プラザの活用案ということで、基本的には北運河への回遊性を図ることを目的に、夜までの営業を条件として、集客効果の高い軽飲食、施設の誘致を図ることなどが一つ活用案としてあります。

夜のにぎわいの創出、それから北運河への回遊性の向上など、こうした観点から、原部としてある程度のプラン

というのを持って関係部長会議にはお示ししていきたいというふうに考えております。

○面野委員

少し私からの提案として受け止めていただきたいのですが、今ほど御説明いただいた方向性ももちろん協議していかなければいけないと思うのです。例えば年明けの関係部長会議にはもちろん間に合わないと思うのですが、よく学校の跡利用などでもサウンディング型市場調査みたいな形で、民間事業者の方がこういう活用の仕方がいいのではないかと提案をいただき、制度が今ありますので、商工会議所とか観光協会のお話も伺ってということはあったのですが、一応、そういったような幅広い意見もまずは聞いてみるというような、そういった考え方も一つあるのかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

幅広く声を聞いていったほうが良いという、今の委員の御指摘も受けまして、そのように進めてまいりたいというふうに考えております。

○面野委員

よろしく願いいたします。

それから、今、観光物産プラザは運営に条例が定められておりますけれども、こちら、今後の条例改正の可能性ですとか、もし、可能性がある場合はその内容とかというのはどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

小樽市観光物産プラザは、小樽市観光物産プラザ条例におきまして、その施設の目的が定められております。地場産品の普及促進、また、観光情報提供に関する事業、こういったものが施設の目的というふうになっております。

こういった目的に沿ったものであるかどうか、場合によって、その活用の方針によりましては、条例の改廃の可能性もあるものと考えております。

○面野委員

ただいま、有効活用策の検討と、そして条例改正の可能性について伺ってきました。そのほか調整が必要な手続ですとか、作業、取組などがもしあればお聞かせいただきたいのですが、少し私が都度、観光物産プラザに伺った際には、やはり喫茶店があったりとか、あと、観光ガイドの集合場所になっていたりと、あとは、三番庫を、私もいろいろな集まりで利用させていただくことはあるのですが、多分、恒常的に使われている方もいらっしゃるのではないかとこのように思います。その辺の利用者の観点も含めて、これから必要な調整について、何か想定されることがあればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

委員がおっしゃるとおり、調整することというのは必要になってくると思います。まず、一つは観光協会の自主事業で行っている今の喫茶部の関係ですとか、あと、それから、三番庫でも定期的にお使いいただいている団体などがございますので、そういったところも必要に応じて調整をしていかなければならないものだというふうに考えております。

○面野委員

それでは、次に、期間のことです。指定管理期間が1年というふうに今回示されておりますが、今後想定される作業、1年以内に多分終わらせるのがベストなのだろうと思うのですが、今後、想定される作業、進めなければいけない手続などについて御説明をください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

想定される作業ということでございますけれども、観光物産プラザの活用の方針を今後定めていくということになりますので、その内容によって変わってくるとは思いますが、例えば改修工事が必要になるという場合も想定さ

れると考えております。

また、例えばテナントを選定する場合などにはプロポーザル方式による業者選定などを進めることとなりますし、条例の改廃が必要だということになれば、一連の関連する、例えばパブリックコメントの実施ですとか、そういった作業が想定されると考えております。

○面野委員

今回、第3号ふ頭に新たに建設される観光商業施設へ観光協会が運営する物販店を移設されると。そして、以前に議論させていただいた内容では、移設する大きな理由として、新たな観光商業施設の場合はおたるマリン広場の上に建つので、駐車場が併設されることによって物販店の売上げも伸びると。今は駐車場がないがために、なかなか売上げが伸びないというような趣旨の御意見を伺っていたのですが、そのことを踏まえると、今回、観光物産プラザには駐車場が、まだ、やはり土地的にもない状態なので、今後の利活用を考える上では、駐車場機能が必要なターゲット層をメインに考えていかれるのかと私は感じているのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室長

ただいまの御質問ですけれども、観光物産プラザの来場者につきましては、必ずしも車で来場するかどうかということに着目をしてターゲットングを行っているわけではございません。

また、観光物産プラザにつきましては、市内観光の中では特に北運河への人の流れを誘導する結節点になり得る場所というふうに考えております。

北運河への回遊性の向上や夜のにぎわいづくりなど、小樽観光の課題解決につながる機能があの場所には求められることになると考えておりますので、今後そういった視点を踏まえて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○面野委員

観光物産プラザがまた新しく生まれ変わって、また新しい小樽観光の創出、魅力づくりの拠点になっていただければなと思います。

最後、1点だけなのですが、プロポーザル的な形でテナントを探すなどというお話も出ていたのですが、例えば普通財産化して、もう完全に民間にお貸しするというような検討も、課題はもちろんあると思うのです。そういった検討もするべきではないかというふうに思ってはみたのですが、その点についても余地があるのかどうかお示してください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

普通財産として活用していくということも、一つの方法としてはあり得るものと考えております。

○面野委員

それでは、よろしく願いいたします。

◎街路防犯灯について

次に、街路防犯灯維持費補助金について伺わせていただきます。

今回、補正予算で計上されている事業費は電気代の値上がり起因する事業費の計上であると理解をしています。まず、これまでの維持費、電気代の町内会とのお支払いする割合、それから、予算推移について傾向をお示ししてください。

○（建設）庶務課長

最初に、町内会と小樽市の電気代の負担の割合でございますけれども、小樽市が6割、町内会が4割、こちらを目途としてございます。

それから、予算額の推移でございますけれども、今年度を含めまして直近3か年でお話しさせていただきます。

遡りまして令和2年度の当初予算額2,900万円、3年度、2,600万円、それから4年度、当初予算2,600万円に対しまして、このたび補正額ということで計上させていただいたのが352万9,000円、補正後の数字が2,952万9,000円というふうになります。

○面野委員

令和2年度から3年度にかけて、4年度の予算もそうなのですから、300万円ほど減少している、こちらの理由については、どのように分析されていますか。

○（建設）庶務課長

こちらの電気代といいますか、予算額が下がってきている理由でございますけれども、これより前、令和2年度までにLED化の推進事業というのを行ってまいりまして、徐々にLED化の切替えが進んできてございます。その結果、電気代が下がってきてまいりましたので、2年度から徐々に予算額も下がってきているような状態でございます。

○面野委員

更新の補助が、この年度には、まだあったということですね。

次に、市が街路防犯灯の補助を始めてから、電気代の値上げに伴う補助金の増額は、過去にあったのでしょうか。

○（建設）庶務課長

今、おっしゃられていました電気代が値上がりして、我々の助成額を、今回のように補正したかどうかということかと思うのですけれども、10年ほど遡って調べたところ、今回のように電気代を理由とした金額の見直しというのは、行われた形跡は今までございませんでした。

○面野委員

次に、補正額が352万9,000円計上されているのですけれども、少し計算すると、約15%ぐらいの電気代の値上げの分なのでしょうけれども、こういった形で補正されていますが、この補正額は、どのように計算されているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

町内会ですとか商店街、街路防犯灯を所有している団体なのですけれども、そちらで組織します街路防犯灯組合連合会というのがございまして、そちらから申請が我々に上がってまいります。その申請の中身なのですけれども、前年の9月から本年8月まで、1年間の街路防犯灯にかかる電気代総額が、まず出てまいります。それに対しまして、先ほど申し上げましたとおり、市の助成割合が6割でございますので、その6割を掛けた数字がこのたびの補正後の予算額になるというふうに計算してございます。

○面野委員

今、商店街とか町内会の電気料のお話をさせていただきましたけれども、この電気供給会社との契約というのは、各町内会だったり、商店街だったりというのが個別に結んでいるのか。

また、今、新電力の大幅な高騰が社会問題となっておりますけれども、この街路防犯灯の契約というのはどのような傾向になっているのか把握していますでしょうか。

○（建設）庶務課長

今、委員がおっしゃられましたとおり、契約は町内会と、それから電気の供給会社というのでしょうか、そちらでの契約になっているのは間違いございません。

ただ、我々には、先ほど申し上げた申請の段階で、どこの会社と契約しているかということまでは申請の必要要件の中に含めておりませんので、どこかということまでは把握はできてございません。

契約の傾向でございますけれども、我々に幾ら電気代がかかったということでの申請がありますので、その中身を見ていきますと、定額制、要は街路灯ですので、そんなに電気代使用料というのがぶれないので、定額制を採用

している町内会が多いようです。大体、内訳で見ますと、9割弱ぐらいは定額制という契約で結ばれているというふうに把握してございます。

○面野委員

普段であれば、あまり電気料金の上下が少ないような契約が多いということですが、多分、来年度の予算に関しては、きっと今年度補正した額ぐらいのボリュームになるのではないかと印象を受けました。

それでは、次に、今度は維持費ではなくて、街路防犯灯のLED化の更新について伺ってきたいのですが、まずLED化への転換事業を開始したときの開始時の事業期間と決算の推移、それぞれお答えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

今、委員、おっしゃられていましたLEDへの転換事業ということで、当時の事業名でございすけれども、既存街路防犯灯LED化推進事業ということで進めてまいりました。こちらの事業期間は平成27年度から令和2年度までの6年度間となっております。

それぞれ、平成27年度からの決算額でございすけれども、27年度、1億2,209万円、28年度が1億1,725万1,000円、29年度が1億587万6,000円、30年度、1,191万7,000円、31年度、981万1,000円、令和2年度、975万円、以上が各年度の決算額となっております。

○面野委員

ちなみに、こちらの財源は、どういった財源を充てられていたのでしょうか。

○（建設）庶務課長

当時、たしか過疎対策事業債を充当していたというふうに記憶してございます。

○面野委員

それでは、次に、これらの平成27年度から行ってきたこの転換事業について、次の更新時期について伺いたいのですが、まず、このLED電球・電灯の耐用年数、それから、交換する単価、あと、この6年間で転換した電灯の基数、この3点についてお聞かせください。

○（建設）庶務課長

まず、LED灯具の耐用年数でございすけれども、一般的には10年から15年程度というふうに言われてございます。

それから、次に、交換にかかる単価ということで、やはり灯具の値段だと思っておりますけれども、設置する場所ですとか、それから明るさ、それから器具のグレードというのでしょうか、それから、一度につける数、例えば10個一遍につけるのか、一つだけぽつとつけるのかで、やはり値段というのは若干変わってくるので、一律で示すのは少し難しい部分はあるのですが、昨年度、我々にLED灯具の設置の助成申請というのが上がってきてございます。その内訳を見て、器具の数で割り返しますと、大体、1灯当たり5万円弱ぐらいの金額になってございます。

それから、3点目、平成27年度から令和4年度まで行いました既存街路防犯灯LED化推進事業、こちらで更新した数ということで、年度別でお話しさせていただきます。

初年度、平成27年度が約3,800灯、それから、翌年28年度が3,700灯、29年度が3,500灯、平成30年度が400灯、31年度が300灯、令和2年度が300灯というふうになってございます。

○面野委員

それでは、平成27年度から令和2年度までの更新に対する町内会や商店街に対する補助制度の内容というものはどういったようなものなのか、概要で結構なのでお聞かせください。

○（建設）庶務課長

既存街路防犯灯LED化推進事業の制度の概要ということでお話しいたします。

まず、設置助成の対象といたしましては、町内会等が保有する既存の灯具をLEDに改良する場合、もしくは、これらを撤去する場合、助成の対象というふうにしてございます。

年度を分けてお話ししますと、平成27年度から29年度までの前半3か年ですけれども、対象となる灯具の絞り込みを行っております。対象となるのは、白熱灯、蛍光灯、水銀灯、こちらをLEDに換える場合ということで、まず一つの線を引いてございます。

後半、平成30年度から令和2年度までの後半3か年ですけれども、こちらについては、ナトリウム灯、無電極灯、こちらをLEDに更新するというのを対象として助成を行ってございます。

改良の場合、それぞれの助成の額の考え方でございますけれども、改良の場合、設置費の9割を助成するとしてございます。ただし、上限額といたしまして、電気の有力区分、明るさの区分になるのでしょうかけれども、こちらで分けてございます。ゼロワットから10ワットまでで上限額は2万円、10ワットを超えて20ワットまでが3万3,000円、20ワットを超えて40ワットまでが4万9,000円というふうにしてございます。

それから、件数的にはあまり多くなかったのですけれども、撤去という場合にも助成しておりまして、撤去の場合も同様に9割の助成となっております。こちらの上限につきましては、灯具のみの場合は上限額4,000円、それから、支柱と灯具を併せて撤去するよという場合につきましては1万7,000円、こちらを限度としてございます。

○面野委員

いろいろお聞かせいただきましたけれども、かなり大規模な事業になっていたということで、私も少しずつ、今、記憶を遡って思い出したのですけれども、平成27年度に最初に換えたところというのが、多分、耐用年数でいう10年から15年の、10年以内に、多分3年、4年ぐらいでなると思うのですけれども、その数千灯が一気に電池が切れたとか、調子が悪くなったということはあまり考えられないのかもしれないのですけれども、ただ、やはり例年よりは、10年を過ぎた頃から少しずつ更新が増えてくるのだらうなと思います。

先ほど9割の助成で上限額もお示しいただきましたけれども、次に換えるときというのは、どういう補助制度になると想定されますか。

○（建設）庶務課長

今、時点でのお話になりますけれども、現在も灯具が、例えば故障しましたよということであれば、故障等による更新ということで、小樽市街路防犯灯助成規則がございまして、これに基づく助成を行ってございます。

今後もこの制度がベースにはなっていくのかというふうには考えてございますけれども、それを含めまして、今後の課題というふうには認識してございます。

○面野委員

規則の第4条の第1項に設置費ということで、「設置費については、その2分の1以内で市長が別に定める基準による額」ということで示されているのですが、半分の助成ということになるのでしょうかけれども、先ほど来から御答弁いただいている市長が別に定める基準額というのは、どのように現在設定されているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

規則で定めます市長が別に定める基準額ということで、現在は助成の上限額を1万6,000円ということとしてございます。

○面野委員

先ほど現在の交換単価が、いろいろなところ、条件によって違いはあるものの、平均で5万円弱というお話だったので、この基準額2分の1が当てはめられるというよりは、きっと、まず基準額1万6,000円が当てはまるというような状態がほとんどなのかと思います。

次に質問しますが、やはり各町内会は財源もなかったりとか、そういった懸念点も多々あるようなので、私も規則を見たら、これは大分制定されたのが古いものだったようなので、今の状況に合ったような、そういったような設置費の補助というものも御検討していただきたいと思いますが、最後、その点、少し所見を聞いてこの質問は終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

今、委員がおっしゃられましたとおり、規則の部分の見直しももちろんあるのでしょうけれども、我々としては、やはり町内会の考え方というのでしょうか、その意向を把握する必要があるのかと思っております。

あわせて、先ほど来から出ています灯具の値段、こちらもしっかりと調べていく必要があると思っておりますので、今後この街路防犯灯の助成に係るこれからの考え方、方針につきましては、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○面野委員

ぜひ、よろしくお願いたします。

◎町内会について

それでは、次に町内会について伺ってまいりたいと思います。

昨日の本会議一般質問で、単位町内会が行っている主な取組、こちらを回覧板の周知のお話だと思うのですが、こちらの、まず、調査結果の概要と、可視化されたデータを見たときの小樽市の所感、あと、それに対する市の対応は、今後どのように考えていくのかというところを、まず御説明いただきたいと思っております。

○（生活環境）小山主幹

各単位町内会に行っている業務量調査のことなのですが、令和3年度及び4年度、上半期の期間を対象に生活安全課から各課に対して、本年10月18日に各町内会の回覧板等による周知を依頼した件数を調査させていただきました。

その結果なのですが、全町内会または一部の町内会の依頼というのが合算されておりますけれども、令和3年度1年間で回覧依頼をお願いしたチラシにつきましては39件、4年度上半期になりますけれども、こちらのほうは18件という数字になっております。

○面野委員

その結果について、どういった所感というか感想、多いとか少ないとかということも含めてどうでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

この量のチラシにつきましては、毎年同じ時期にやっているチラシ、毎年同じものもありますし、最近でいきますと、例えば新型コロナウイルス感染症の関係とかで突発的なものがありまして、その部分は町内会にしてみますと、お手伝いができる方は少ないということで、なかなか負担であるよということは、意見としては聞いております。

ただ、時期的に早くお知らせをしていかないとならないということがあるので、そこら辺は申し訳ないのですが、町内会にも御理解をいただきながらやっていっております。

また、その資料につきましては、なるべく枚数とかも負担にかからないような形で、原課から相談を受けたときに対応するような形で、させていただいているところであります。

○面野委員

次に、町内会長などの各種委員会への委嘱についても調査していただいたということなのですが、こちらについては何件ぐらいあったのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

この件につきましても、先ほどのチラシと同じように10月18日に全課を対象に調査をさせていただきました。そ

れで、令和3年度1年間につきましては、総連合町会から推薦をいただきました人数が23名ということになっております。

なお、この23名につきましては、1委員会で複数の人数とともありますので、23委員会という形ではないことは御了解いただきたいと思っております。

また、令和4年度の上半期につきましては21人ということで、こちらにつきましても、一つの委員会で複数依頼する部分がありますので、その部分は御了解ください。

○面野委員

昨日の再質問で、人事異動のときに、やはり担当の方が、今、御説明いただいた件も今まではデータ化されていなくて、今回初めてこういった形でデータ化されていて、担当者が代わってもこのぐらいのボリュームの、多分、業務、回覧をしてもらっているのだなというのが、まず把握できるようになったことは1歩前進したのかというふうにも思いますし、やはり、こういう引継ぎに関しても、データがあるとなし、口頭だったりメモで後継の方に引き継ぐということであると、すごく抽象的な、イメージ的なものでなかなか伝わらないのかということで、私としては、一元したデータで一気に状況が把握できるような、そういうデータが必要なのかと思っております。それで、昨日、再質問の中でもアンケートを実施するというご回答いただいていたのですが、まず、こちらの実施主体は小樽市になるのか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

○（生活環境）小山主幹

そのとおりです。生活環境部で担当させていただきます。

○面野委員

それで、総連合町会の下にも、私もよく聞くのですが、いろいろな単位町内会からも様々な課題について御意見が寄せられます。そのアンケートの取り方についても、その内容ですとか、あと、多分郵送で送って、いつまでに返送してくださいというのだと、なかなか回収率も伸びなかったりするのかなというふうに思うので、この辺に関しても、総連合町会ないしは、総連合町会に関わる役員の皆様と、このアンケート実施についての協議とか連携を取っていただきたいなと思うのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

実際に町内会の会議をやっても、出席率というのはそれほど、皆さんが来られるわけではないので、来なかった町内会の実態というのはなかなか分からないという部分がございます。ですから、アンケートにつきましては、なるべく、できれば全町内会の皆さんの実態を調べられれば一番いいのかと思っておりますので、今、委員のおっしゃったとおり、総連合町会の役員会などを通して、こちらからも協力依頼をしていきたいというふうには考えております。

○面野委員

よろしく願いいたします。

それから、次に、総連合町会からの要望で各町内会の課題解決を検討していく、協議していく場を設けていただきたいということで、その協議の場を12月8日に初めて協議されたこと、昨日、御答弁いただいたのですが、早速、総連合町会から、昨日の質疑を御覧になったようです。総連合町会からの意見としては、そこまで進捗はなかったよという趣旨の御意見を寄せられているのですが、ただ、私は双方の所感があるので、進捗している、していないという議論はあまりするつもりはないのですが、ただ、3月に予算特別委員会で暫定的な措置で今回は世帯割単価と総連合町会事務局の補助金を暫定的に上げましたこと。今後については協議を行って検討していきたいという御答弁をいただいてから、やはり10か月ぐらいたって1回目の協議ということで、私の主観からしても、少しあまりにも対応が遅かったかと、いろいろと事情はあったのかもしれないけれども、少し遅かったのかという感じはしています。

それで、この暫定的というお話だったのですけれども、令和5年度の新年度の予算に向けた暫定的な措置として御答弁いただいていたのか、それとも、何年度だよということではなくて、将来的に長い年月をかけて検討していきましようという意味での暫定的な措置だったのか、どちらの意味合いだったのかというのを少しお聞かせいただきたいと思ったのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

令和4年度の予算において調整が少しつかなかったので、暫定的な措置として、一部増額の見直しを行ったということであります。

それで、今後の補助金の予算につきましては、今も申しあげました全町内会を対象としたアンケートを実施して、内容をいろいろ確認したいと、把握したいというふうに思っておりますので、その結果とか、町内会との検討会議などの協議を進めた上で、見直しを考えていきたいというふうに思っているところであります。

○生活環境部長

補足ですけれども、昨年度の答弁のときには、今、主幹が言ったように、4年度については暫定的な形で何とか5年度で見直しを行っていききたいと思っはいたのですけれども、なかなか骨子案ですとか、そういったような部分にたどり着かなかった部分がありましたので、協議の部分についても少し遅れた部分があります。今後については、今、主幹が言ったように、このアンケートの結果なども踏まえまして、制度の見直しについて検討はしていきたいというふうには考えているところでございます。

○面野委員

私もやはり、できることとできないことを、もちろん金額的にもあるでしょうし、総連合町会での御要望も金銭的な面もちろんあるだろうし、人的な面もあるだろうし、いろいろ市でも対応できることとできないことがあると思うので、やはり、1回の協議だけでは、そこら辺のキャッチボールというのも難しいかと私は昨日の御答弁を伺っていたので、やはり何度か情報共有といいますか、お互いのできること、できないことというのをこれからも把握し合いながら、もう少し寄り添った形で町内会のことも考えていただきたいなと思っはいたので、引き続きよろしくお願ひしますということを申しあげて、私の質問は終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎市立病院について

まず、小樽市立病院について伺いたいと思います。

最初はオンライン面会についてです。

この制度、まず概要について説明していただけるでしょうか。

○（病院）事務課長

オンライン面会の制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、ビデオツールアプリZoomを利用したオンライン面会を令和3年6月から本格的に運用しております。

オンライン面会の面会日としましては、祝日を除く月曜日から金曜日までで、時間帯は午後2時から30分間隔で4こまを設けており、1回の面会時間は10分程度としております。

面会の方法としましては、院内の相談室から病室をつなぐ方法と、院外、御自宅から病室をつなぐ方法を選択していただき、面会の回数としましては、1人の患者につき週に1回程度とさせていただきます。

面会の予約方法は、当院のホームページの申込みフォームから申し込む方法と電話での申込みの受付を行います。

○酒井委員

説明されたとおりなのですね。実際、こうしたものができて、本当によかったなというふうに思うのです。

ただ、一方で、なぜこのような質問をしたかといいますと、私ごとになるのですが、私の妻が、今、膝の手術で入院しておりまして、こうしたオンライン面会を使いたいと思ったのです。

そうしたところ、先ほどの説明があったとおり、面会日については祝日を除く月曜日から金曜日ということでありまして、そうなると、息子は保育所に通っているときになってしまいますので、それを休ませてということになってしまうと、なかなか使い勝手があまりよくない、かといって、土曜日とか日曜日とか祝日もやれという話にもならないと思うのです。

私は、それまで携帯電話回線を使ったLINEでビデオ通話などやっていたのですが、やはり病室の中というのは、電波が安定しなくて、通話はできるのですが、そうした大容量のものになるとなかなか映像までは行かないということがあって、それでオンライン面会したかったなと思ったのです。まずお伺いしたいのが、この月曜日から金曜日、祝日を除くとなっている、そうした理由について、お聞かせ願えますでしょうか。

○（病院）事務課長

病棟の看護師が、病棟では対応しております。平日の日中帯については、人数が多く配置されておりますが、土日につきましては人数が少ないということで、対応できる職員がいない。

また、実際にZoomを接続するのにも、接続するための医療系でそういう情報系をやっている職員も土日については出勤していないので、今のところは対応できないということになっております。

○酒井委員

おっしゃられたとおりなのですね。せっかくいい制度ができて、なかなか利用できないという形になったら、やはり難しいのかな。

やはり、面会するという方というのは、コロナ禍になってから、なかなか面会のイメージがつきづらくなったかもしれないけれども、休日に行くというのが多かったと思うのです。

そこでお伺いしたいのが、以前にも伺いました、院内の患者向けのWi-Fiの検討についてであります。

そのときには、私が述べたのは、理想を言えば各病室で使えるのが一番いいだろうと。その次であれば、デイルームなどそうしたところ、各階のデイルームなどにつけるといいだろうと。最低でも、例えば以前にあったセブンイレブンの前のところで、空いたところで1か所ぐらいは使える場所があればいいだろうと思うのですが、現在の患者向けWi-Fiに向けての検討状況について示していただけますでしょうか。

○（病院）事務課長

Wi-Fiの検討状況についてですが、他院などの事例を言いますと、院内のインターネット環境を利用して活用している事例も散見されますが、昨今、医療機関へのサイバー攻撃により診療ができなくなるといった事件も発生しておりますので、当院としては、基本的には別な回線を利用してフリーWi-Fiのスポットにすることが望ましいと考えております。

当院の新型コロナウイルス感染症の集団感染等により、工事業者との打合せができておりませんので、まだ具体的な設置場所や導入時期につきましてはお示しすることはできませんが、年度内にそれらの方向性を示せるように取り組んでまいりたいと考えております。

○酒井委員

ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

別回線と言われたのは、やはり当然だと思うのです。やはりそういったセキュリティーの問題などもあって、同一回線などできるわけがないし、もし仮に、現在使っている医療用で影響が出てきたら、もっと大変なことになってしまうから、それはもちろん、そうした無料Wi-Fiという形で設置するということはいいと思うのですけれども、例えば、課題はあるでしょうが、少なくとも病院内に最低でも1か所は進めるという形でやっていただきたいなと思います。

また、年度内にもこの検討を進めるということでもありますので、新年度に向けてしっかりと取り組んでいただければなと思います。

次に、医療機器の更新についてお伺いをしたいというふうに思います。

今回、医療機器のものについて、エックス線のものでありますとか様々な予算が示されていますけれども、そうしたことについてお伺いするわけではありません。私が入院したときに、手術後の患部を冷やす、そういった機械がありまして、それがかなり老朽化でぼろぼろだったのです。本来だったらカバーがついているのだらうと思ったのですけれども、それも剥がれていまして、それについて、何かタオルみたいなので覆っていたというのがあったのです。先日、私の妻も入院していたときに、そういったものを利用されていたというふうに聞いたのですけれども、いきなり看護師から、故障したのでアイスノンで対応するようになりましたという形で言われて、非常に愕然としたわけでありまして。

最新鋭の医療機器というものを整備するというのは、やはり病院として当然のことなのですけれども、そういった細かい部分といいますか、実際にそういった部分などの更新などが必要だというのものも、もうたくさんあるというふうに思うのです。

そういったものについての把握などというものは、一体、病院の中でどのようになっているのかについてお示し願えますでしょうか。

○（病院）事務課長

今、言われていた機器が、多分、冷却治療用のアイシングシステムというものなのですけれども、これについては、使用する診療科の患者が入院する病棟に設置してあるものでして、その状況につきましては、使用するごとに状況のほうを確認して、不具合があれば修理という形にしております。

また、これらの機器の更新につきましては、使用する診療科や病棟から要望があれば、予算の範囲で随時対応していているところでもあります。

○酒井委員

やはり、大切に使うということも大事なのですから、素人目に見ても、かなりの使用感があったのです。もう相当古いものだろうなという、まあ、でも冷えればいいので、それはいいのですけれども、そうした各病棟からの要望なども含めて、しっかりと対応を進めていただければというふうに思っております。

病院のことで、最後ですけれども、リハビリに関わるスタッフの充足状況についてお伺いしたいと思います。

リハビリに関わるスタッフといっても、広く取ればドクターもナースもいますし、看護助手もいますし、そうなのですから、あくまでもセラピストに限っての充足状況でありますけれども、まず、セラピストについて、どのような職種があるかどうか、まず示していただきましょうか。

○（病院）事務課長

職種につきましては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士となっております。

○酒井委員

それでは、その理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、それぞれの役割について、概要で結構です、示していた

だけですか。

○（病院）事務課長

理学療法士等につきましても、リハビリで起きるとか、立つ、歩くなどの、そういう基本動作の反復をサポートする担当になっておりまして、作業療法士につきましても、日常生活を営む上であらゆる作業を通じて、応用動作の維持や改善、精神的ケアを担当しております。最後に言語聴覚士ですけれども、言語を使ったコミュニケーション全体の障害や、嚥下障害などに対応しております。

○酒井委員

そうなのですね。特に整形分野でありますとか、脳外科分野でありますとか、そうした回復に向けて、本当にますますその役割は大きくなっていると思います。

それでは、現在のリハビリに関わるスタッフの人数について、示していただけませんか。

○（病院）事務課長

リハビリテーション科の配置人員につきましては、理学療法士が11名、作業療法士が5名、言語聴覚士が4名となっております。

○酒井委員

そのとおりなのです。

それで、その人数において基準を満たしている人数かどうか確認したいと思います。

○（病院）事務課長

病床によるリハビリテーションに関わる職員の配置の基準につきまして、そういう基準はありませんけれども、各種、加算を取るために必要な人員を配置しておりまして、配置人員は満たしているというふうと考えております。

○酒井委員

満たしているという話なのであります。

ところで、実際の現場はどうかという話です。先ほど、11名、5名、4名という話でお話しされていましたが、実際に理学療法士は11名稼働しているという話ですが、作業療法士は3名で、それから言語聴覚士は4名という形になっていまして、極端に作業療法士の稼働が少なくなっているというのが今の実態だというふうにお伺いをいたしました。

そうすると、作業療法士が少ない形になると、それだけリハビリを行うということが、本当に困難になっていると。こうしたようになっている要因について、病院としてはどのように捉えられているでしょうか。

○（病院）事務課長

新型コロナウイルス感染症の感染の状況で、市内・道内で拡大時期があったことから、家族が感染なりして濃厚接触者等で出勤できない、そういう職員がいたということは把握しております。

また、コロナ禍以前につきましては、配置人員等、今と変わっておりませんので、この状況が落ち着けば通常の業務が行えるものと考えております。

○酒井委員

新型コロナウイルス感染症が大きな原因だということでもありますけれども、そうはいっても、そもそもの人員が、私は足りていないのではないかと思います。例えばリハビリテーション、平日だけではなくて土曜日にも行うという形になった場合に、そういった土曜日に行うということで、人数がもし十分にいるという形になれば、そういうところに回すということ是可以のできるのですけれども、人数が十分でなければ、かつ、それだけの別のお金を払うという形にならなければ、平日、その分減ることになってしまうということになってしまったら、やはり元も子もない話だと思うのですね。

私は、こうしたリハビリに関わるスタッフというのは、やはり、例えば急性期病院と回復期リハビリテーション

病棟となじむかどうかというのは、また別の話ですけれども、回復期リハビリテーションを基準にして考えれば、大体理学療法士の半分ぐらいは作業療法士、その半分ぐらいが言語聴覚士という、そういったものが多いように感じます。

それから見ますと、作業療法士の数がやはり少ないのではないかと思うのですが、それでも十分足りているという御認識かどうか確認したいと思います。

○（病院）事務部長

今、委員がおっしゃるとおり回復期と急性期においては、やはりリハビリの考え方、提供するサービス自体は若干異なっておりまして、やはり急性期は次のステップ、回復期へ移るための最低限の部分をやっていくという部分がございますので、その部分では、人数というのは変わってくるのかというふうに思っております。

そういう意味では、うちは急性期の病院ですので、一定程度の部分が終わったら、やはり回復期の病院に移ってリハビリを継続していただく、そのための人員配置ということで御理解いただければと思います。

○酒井委員

先ほども私が述べてところで、回復期リハビリテーションと急性期病院との基準は違うということもありますけれども、ただ、実際に私も入院してきて思ったのは、そうした理学療法士とか作業療法士とかが、本当に真剣に、そうした回復に向けてリハビリテーションを行ってくれている、それに、やっていくことで早く退院できるという、患者のモチベーションにもつながるといこともあります。

適正な人数がどれだけかということも含めて、しっかりと現場などの声なども聞いて、どのような配置がいいのかどうか考えていただければと思います。

◎限度額適用認定証について

次に、限度額適用認定証についてお伺いをいたします。

この限度額適用認定証、保険証も月1回、提示を求められるのですけれども、病院によっては、この限度額適用認定証も月1回、提示を求められる、そういった状況であります。ただ、この限度額適用認定証の大きさなのですが、いわゆるパスポートサイズと言われる大きなサイズでありまして、持ち運ぶには非常に不便なのです。

まず、お伺いしたいのが、こうした国民健康保険限度額適用認定証の大きさと同じ大きさの主なものを示していただけますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

国民健康保険における限度額適用認定証、こちらのサイズと同じものということで、主なものとしましては、後期高齢者医療制度における被保険者証、それと、こちらの限度額適用認定証、あと、介護保険の被保険者証、それと、介護保険負担限度額認定証などがございます。

○酒井委員

国民健康保険の被保険者証は小さいサイズなのですね。これと同じサイズのもの、主なものを示していただけますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

国民健康保険の被保険者証と同じサイズに変えたものという御質問です。こちらにつきましては、こども未来部で所管しています、こども医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証、こちらが平成30年度から現在のカードサイズに変わっているということで、確認しております。

○酒井委員

そうですね、小さいサイズに変わっていると。

ただ、私も息子を連れて予防接種なども行ったりするので、母子手帳と一緒に保管するわけです。母子手帳と保険証と限度額適用認定証を持ち歩くので、あまり小さくてもそんなにメリットはないというか、母子

手帳よりも小さければいいのだらうという感じで思っているのですけれども、ただ、一方で、限度額適用認定証については、保険証と一緒に持ち歩くものですから、非常にやはり大きさが、持ち歩きづらいと思うのです。

本当は、私もこれは小さくなってほしいと思うのですけれども、実際はそれがなかなかできないという、そのできない理由について説明していただけますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

お答えしますと、国民健康保険の限度額適用認定証のサイズなのですけれども、こちらは国民健康保険法施行規則でサイズは定められております。そのため、小樽市で独自で様式ということを採用することはできませんので、現在のサイズとなっています。

○酒井委員

国で定めているということなのですね。

ただ、一方で、よく考えてみると、私が子供の頃は、国民健康保険証のサイズといたらパスポートサイズだったのですよね。大きかったのです。それがいつの間にか小さいカードサイズに変わってということもあって、やはり、今後において、やはり時代が変わってきているわけですから、国にもそういったことも含めて求めていくということも私は必要ではないかと思っております。

◎男性職員の育児休業について

私からの質問の最後ですけれども、男性職員の育児休業について、第3回定例会に引き続いてお伺いをしたいなというふうに思います。

なぜ、引き続いてやるかという、非常にショックだったことがあったからなのです。12月7日付の北海道新聞総合面で見ますと、男性国家公務員の育休取得率34%というのが出ていたわけでありまして。

それでは、小樽市の男性育児休業取得率はどのようになっているのか、示していただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

本市の男性の育児休業取得率ということで、取得率、出ている直近の数字で、これまでもお示ししておりますけれども、令和3年度で14.7%になってございます。

○酒井委員

私の勝手なイメージなのですけれども、国家公務員はやはりそういったものを取得するのは、相当低いだろうなと思っていたのですけれども、実際はそうではなくて、そうした国家公務員、政府自身もばらつきがあると言いながらも、そういったものをやっているというのが分かりました。

それでは、12月7日付の帯広・十勝面での育休取得率倍増34%というものがあまして、ここでは、帯広・十勝面ですから、帯広市の取得率34%という、そのことについて紹介しているわけでありまして。それに比べますと、小樽市の14.7%というのは、やはりかなり低いなというふうなイメージを持ちます。

私はこういったことをお話するにつれて、いつも、例えば近隣の札幌市に比べてどうかというお話をするのですけれども、それでは、札幌市と比べて小樽市はどのようになっているのか、示していただきましょうか。

○（総務）職員課長

札幌市の状況ということで、今、お話がありました新聞記事からの情報になりますけれども、札幌市だと、令和3年度の男性の育休取得率が26.7%ということになっておりますので、12ポイントほど低いという状況になっております。

○酒井委員

そうですね、札幌市よりも低いという形で、私は、やはり、これは真剣に取り組んでいかなければならないと思います。

新聞記事の中ではどのように書かれているかといいますと、帯広市のものでもありますけれども、取得率向上のた

め、市は2020年度から産育休取得者の穴埋めに限定した任期付職員の採用開始、育休を希望する男性職員に約5か月前から申請してもらうことで、任期付職員を柔軟に補充して休みやすい環境を整えた。ここで、市の方は、育休をした人がいると周りも気軽に取りやすくなる。よい循環ができています。そして、任期付職員の採用実績は2020年度以降で約20人に達しているというふうに出されております。

私はこうした制度も、そのままこの小樽市でできるとは思いませんけれども、参考にしながら、少なくとも国家公務員並みの男性育休を目指していくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

今、御紹介ありましたように、他市の制度というか、取組をいろいろしているなどというのは、それぞれ記事などを拝見しております。

小樽市としては、例えば今、任期付職員ということで御紹介がありましたけれども、育児休業を取った職員の代替ということで、いわゆる会計年度任用職員の手当というのとはしてはおります。この任期付職員は、今、小樽市ではそもそも制度自体を持っておりませんので、すぐにとということにはなりませんけれども、この記事を拝見する限りだと、この任期付職員という制度が、果たして会計年度任用職員の制度よりも育児休業取得率の向上の代替えとして効果があるという、それが少しどうということなのかという、検証というか、分からない部分があるので、そういう制度の研究というか検証は、していかなければならないというふうに思っておりますし、当然、そういった他市の、小樽市よりも取得率の高いところの取組というのをいろいろ研究しながら、できるものは取り入れていながら、今後の向上ということを目指していきたいというふうには思っております。

○酒井委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

1位の江別市は38.8%、2位の帯広市は34.0%、こうした高いところ、なぜ、そういうふうな高く取れるようになっていくのかということとしっかりと検討していただきたい。そして、私からお願ひしたいのが、20%という低い目標ではなくて、少なくとも国家公務員並みの34%、これはしっかりと目指していくのだということを新年度に向けて力強く述べていただきたいと思うのですけれども、その点、最後に伺って終わりたいと思います。

○（総務）職員課長

来年度以降の取得率の目標ということの考え方ですけれども、実は、先ほどまで述べていた14.7%というのは、令和3年度の数字なのですけれども、今年度、男性の育児休業取得の実人員というのは、今日までで9人取得しております、これは実は過去最多なのです。現段階で取得可能職員の集計というのはできていませんので、今の段階で取得率がどのぐらいになりそうかということの見通しというのはお示しができないのですけれども、この取得実人員からすると、もしかすると、現状の低いというふうに御指摘されていますけれども、20%の目標をもしかしたら超えてくるのかということ少し期待はしているところではあります。

そういったこともありますので、目標の情報修正ということは検討はしていかなければならないというふうに思っておりますし、それが今の段階だといろいろな計画の中で、令和6年度、20%という持ち方をしておりますけれども、その持ち方の計画値を現段階で時点修正するのかどうかということも含めて、今後しっかりとその辺は庁内で議論して検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○酒井委員

政府の目標が2025年度までに30%なのです。それは行かないと、私はまずいと思うのです。だから、こうした政府の目標、2025年度までに30%という高い目標をしっかりとやっていくのだと、それを目指していくのだと、現在ではそういった目標を、数値を、そこまで上げろとは言えないけれども、やりたいのだという思いを伝えてほしいということなのでもすけれども。

○総務部長

男性の育休の取得率ということでお話をいただいておりますけれども、正直申し上げまして、今、各職場で、今年には特に欠員が非常に多いという状況などもありまして、正直、なかなか休みにくい状況というのがあるのかというふうには思っているところでございます。

そういうところで、私どもといたしましては、まず、職場の休みやすい環境の整備というところをきちんとやらなければならない、それは私どもの責任だと思っておりますので、そこをきっちりやるのと併せて育休の取得率を上げていきたいというふうに思っておりますし、国の、今、三十何%というお話、いただきましたけれども、本来的には100%を目指すべきなのだというふうには思っているのですが、実現可能な数字というところで、今、申しますと、やはり三十数%という国のレベルというのは、やはり目指していかなければならないと思っておりますので、職場の環境整備を含めて、進めてまいりたいというふうに思っております。

○小貫委員

◎補正予算について

指定管理費について、補正予算等、議案第20号から第23号で提案されておりますけれども、今、小樽市では市営住宅の集会所11か所を含めると32の施設で指定管理が行われています。

現時点で、この指定管理の期間ごとに施設数を示してください。

○（財政）契約管財課長

現時点での指定期間ごとの施設数という御質問ですが、指定期間1年が1施設、3年が4施設、5年が27施設となっております。

○小貫委員

指定期間5年が多いということなのですが、これは小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針で、指定の期間を原則5年としていると、ここにあると思うのですが、ところが今回の提案では5年という指定期間がないと。議案第20号が3年、議案第21号が4年、議案第22号、議案第23号が1年としています。

先ほど、面野委員の質問で議案第22号については答弁がありましたので、それを除いて、この理由について説明をしてください。

○（財政）契約管財課長

委員がおっしゃいますように、小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針の中で、原則、指定の期間は5年と規定してございます。しかしながら、当該施設に特有の事情、特殊性等があるときは5年以内で指定期間を設定できるものという規定もございます。

そのことから、議案第20号の指定期間につきましては、小樽駅前第1ビル再々開発のスケジュール等の関連により3年、議案第21号の指定期間は、新総合体育館の竣工スケジュールの関連で4年で、議案第23号の指定期間は、診療科目や体制の見直しを協議するため当該法人からの申出があったことから1年としてございます。

○小貫委員

それで、同じく、今度、条例のほうをいくと、公募による選定を原則としているわけですが、この公募による場合と任意の場合の基準について説明してください。

○（財政）契約管財課長

選定の基準についてですが、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例第2条第1項の規定に基づき、指定管理者の選定は公募による申請を原則としておりますが、同条第2項で申請をする法人等がない場合、申請をした法人等の中に選定基準に照らし指定管理者として適当なものがいないと市長が認める場合、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によることが適当ではないと認める場合などは公募によらず任意に選定することができる旨、

規定されております。

○小貫委員

それで、議案第22号と議案第23号ですけれども、今の答弁と照らして、この理由について説明してください。

○（財政）契約管財課長

まず、議案第22号ですが、当該施設は地場産品の普及の促進及び観光情報の提供を目的として設置された施設であり、平成2年3月の開館当初から当該法人に施設の管理運営を委託していたこともありまして、事業内容や委託の経過からも、引き続き指定管理者として指定することにより、事業効果が期待できるということで、任意で選定されたものでございます。

また、議案第23号については、当該施設は夜間等における初期救急に対応するための診療所であって、安定的な運営を行う必要があります。市内の医療事情に精通し、医師及びスタッフの確保を含め、本市において安定的な医療行為を実施できるのは当該法人のみであるということから、任意で選定されたものでございます。

○小貫委員

今の答弁だと、議案第23号の場合は、医師会以外はいないのだという話だったのですけれども、今後も、要は医師会以外、指定管理を受けられないだろうということによろしいですね。

○（財政）契約管財課長

現在のところは、そのように考えてございます。

○小貫委員

それで、今回、4施設、議案として上がっていますけれども、先ほど面野委員も似たようなことを聞いていましたけれども、この4施設の指定管理者がどのように替わってきたのか説明してください。

○（財政）契約管財課長

まず、駅前広場駐車場及び駅横駐車場、観光物産プラザ、夜間急病センターについては、平成18年度から現在の指定管理者となっております。

総合体育館は平成18年度から26年度までは株式会社アンビックス、平成27年度から31年度まではアンビックス・ソプラティコグループ、令和2年度から今年度までは、小樽スポーツ協会・シンコースポーツコンソーシアムとなっております。

○小貫委員

体育館以外は変わりなくずっとやっているわけです。その体育館ですけれども、今度2026年度末までが指定管理の期間となっておりますが、ということは2027年度から新体育館が供用開始できるということによろしいのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

今回の指定管理期間につきましては、委員の御指摘のとおり、令和5年度、2023年度から令和8年度、2026年度までの4年間となっておりますが、現時点で新総合体育館の事業手法については、従来手法と民活手法のいずれを採用するか決まっていないことから、いずれの場合になったとしても対応可能な期間として設定をさせていただいているというところでございます。

令和8年度につきましては、従来手法でありますなら、新総合体育館の建設に着手をし、竣工時期のめどがついている時期であろうと。民活手法を取った場合であれば、事業者の選定のめどがついている時期でございますので、この時点で公の施設指定管理者選考委員会にお諮りをした上で、次の指定管理者と協議をして、指定管理期間を延長する随意契約を締結するか、新たに次の指定管理者を公募するか、状況を見て判断してまいりたいと考えております。

○小貫委員

民間活用だと供用開始が延びるわけですね。

しかし、今回の提案では、今まで3年だった期間が、今回、原則の5年とせずに4年と、きっちり2027年度から。私はこれで、いや、もうこれを機会に、ここで指定管理も切れることだから、2027年度、新しい体育館ができますという答弁が返ってきてほしかったと思うのですよね。

やはり2027年度から開始するようにすべきではないでしょうか、お答えください。

○（教育）生涯スポーツ課長

まず、4年間とした経過でございますけれども、やはり指定管理される事業者の経営であつたりというふうに考えたときに、期間が短縮されたり、そういうことよりは、期間が延長されたほうが事業者としてはありがたいだろうというようなことで、期間短縮しない方向の期間を設定したというところでございます。

繰り返しになりますけれども、事業手法につきましては、今後も検討事項ということで、基本構想案で御提案する考えでございますので、御理解をいただければと思います。

○小貫委員

それで、今度、議案第22号との関係で2023年度末に、いわゆるあそこの観光商業施設がオープンできない場合なのですけれども、この観光物産プラザの管理はどうする予定なのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

観光物産プラザの管理についてでございますけれども、先ほど面野委員にも御答弁をしましたとおり、今後、観光物産プラザの活用方針を検討していく予定でありますので、その利活用の方針と併せて、施設の管理方法についても検討していく必要があるというふうに考えております。

○小貫委員

かみ合っていたかどうかの確認なのですが、私は新しい観光商業施設、あそこの基部に造るものがオープンできない場合はどうなるのですかということだったのですけれども、もう一度お願いします。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

オープンできなかった場合は、施設の機能は移転できないということになりますので、引き続き現在の指定管理者にお願いするということにしたいというふうに考えております。

○小貫委員

私たちとしては、あそこに新たな施設を造るのではなくて、もうそれは諦めて、きっちり観光物産プラザ、今までと同様に5年間の指定管理にすべきであったということで、一言述べて終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。